

会

議

午前10時 0分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（森 温繁君） ここでご報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（土屋範夫君） 朗読いたします。

下総庶第5号。平成18年3月24日。

下田市議会議長 森 温繁様。静岡県下田市市長 石井直樹。

平成18年3月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて下記のとおり訂正したく申し入れます。

1. 原名

議第15号下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

2. 訂正理由

審議の対象を明確にするため。

以上でございます。

続いて、朗読いたします。

発議第2号。平成18年3月24日。

下田市議会議長 森 温繁様。

なお、提出者と賛成者の敬称は省略させていただきます。

提出者、下田市議会議員、増田 清。賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく土屋雄二、同じく鈴木 敬、同じく渡辺哲也、同じく中村 明、同じく土屋勝利、同じく小林弘次、同じく梅田福男、同じく増田榮策、同じく土屋誠司、同じく嶋津安則、同じく佐々木嘉昭。

下田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

続いて、朗読いたします。

発議第3号。平成18年3月24日。

下田市議会議長 森 温繁。

なお、提出者と賛成者の敬称は略させていただきます。

提出者、下田市議会議員、伊藤英雄。賛成者、下田市議会議員、大黒孝行。

下田市議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

引き続きまして、朗読いたします。

発議第4号。

下田市議会議長 森 温繁様。

なお、提出者と賛成者の敬称は省略させていただきます。

提出者、下田市議会議員、土屋 忍。賛成者、下田市議会議員、土屋雄二、同じく渡辺哲也、同じく中村 明、同じく増田 清、同じく土屋勝利、同じく梅田福男、同じく増田榮策、同じく土屋誠司、同じく嶋津安則、同じく佐々木嘉昭。

下田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

朗読いたします。

発議第6号。平成18年3月24日。

下田市議会議長 森 温繁様。

なお、提出者と賛成者の敬称は省略させていただきます。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則。 賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究の充実強化に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定より、農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究の充実強化に関する意見書を別紙により、静岡県知事、静岡県議会議長、静岡県農業水産部長に提出するものとする。

引き続き朗読いたします。

発議第7号。平成18年3月24日。

下田市議会議長 森 温繁様。

なお、提出者と賛成者の敬称は省略させていただきます。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則。 賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

伊豆赤十字病院産科休診に係る産科医確保に関する決議。

上記の決議を会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり決議する。

朗読いたします。

下総庶第 54 号。平成 18 年 3 月 24 日。

下田市議会議長 森 温繁様。

静岡県下田市市長 石井直樹。

平成 18 年 3 月下田市議会定例会提出の平成 18 年下田市一般会計予算説明書の訂正の申し入れについて。

このことについて、下記のとおり訂正をたく申し入れます。

記

1. 訂正箇所

訂正前 平成 18 年度下田市一般会計予算説明書、ページ 165 事業コード 6010 教育委員会事務局総務事務説明欄、01 下田市立学校等再編整備審議会委員（13 名）を訂正後、平成 18 年度下田市一般会計予算説明書、ページ 165 事業コード 6010 教育委員会事務局総務事務説明欄、01 下田市立学校再編整備審議会委員（13 名）に訂正するものでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第一委員会室へお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 12 分休憩

午前 11 時 4 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

追加日程

議長（森 温繁君） 本日、地方自治法第 11 条及び下田市議会会議規則第 14 条の規定に基

づき、議員より提出されました発議第2号 下田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例の制定について、発議第3号 下田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について、発議第4号 下田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、発議第6号 農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究の充実強化に関する意見書の提出について、発議第7号 伊豆赤十字病院産科休診に係る産科医確保に関する決議、以上5議案の追加申し出があります。この際、この5議案を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第2号及び発議第3号を日程第1の前に追加し、発議第4号を日程第2の次に追加し、発議第6号を日程第3の発議第5号の次に追加し、発議第7号を日程第4の前に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第2号、発議第3号、発議第4号、発議第6号及び発議第7号は、ただいま配付いたしました議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

議第15号の原案訂正の上程・説明・質疑・採決

議長（森 温繁君） お諮りいたします。

先ほど市長から提出されました議第15号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第31号 平成18年度下田市一般会計予算の原案訂正の申し入れがありました。

この際、議第15号及び議第31号の原案訂正についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第15号及び議第31号の原案訂正について日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

当局の説明を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） それでは、今回の議第 15号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてにおきまして、一部原案訂正をさせていただきましたので、大変申しわけございませんが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） 大変貴重なお時間をいただき、まことに申しわけございません。

議第 15号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての訂正についてご説明申し上げます。

訂正理由といたしましては、審議の対象を明確するためでございます。

それでは、恐れ入りますが、先ほど配付させていただきました議第 15号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての 14ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由といたしましては、下田市立学校再編整備 審議会を設置するためでございます。

恐れ入ります。説明資料により説明をさせていただきますので、説明資料 8 ページ、9 ページをお開きください。左側が訂正前、右側が訂正後でございます。アンダーラインがありますが、今回、訂正をさせていただく箇所でございます。

今回、訂正させていただきますのは、別表第 1 条関係のうち、附属機関といたしまして、下田市立学校等再編整備審議会とありますものを「等」を除きまして、下田市立学校再編整備審議会と訂正をさせていただくものでございます。

また、担任する事務といたしまして、学校そのほかの教育機関の教育環境の向上と効果的活用を図るため、学校等の再編整備について調査審議し、教育委員会に答申する事務とございますものを、ここにアンダーラインのありますものにつきまして「学校の」に改めると、こういう内容のものでございます。

今回の訂正に当たりましては、委員会審議の中におきましても、対象が学校またそのほかの教育機関について審議会では対象が広く、目的が明確ではない。また、審議会になじまないではないかとのご指摘もございました。一応、内部で検討の結果、審議会の目的を明確にするため、審議会の名称より学校等の「等」を除き下田市立学校再編整備審議会とし、担任する事務におきましても、その他教育機関に関する事項を整理し、学校の再編整備について調査審議し、教育委員会に答申する事務と目的を明確にしたものでございます。

恐れ入りますが、本文 15ページへお戻りください。

附則としまして、平成 18年 4月 1日から施行するものでございます。

また、条例の訂正に伴いまして、一般会計予算説明書のうち、165ページの下段にございます 6010事業、教育委員会総務事務のうち、説明欄 01、下田市立学校等再編整備審議会 委員（13名）とありますものを、下田市立学校再編整備審議会委員（13名）に訂正をお願いしたいというものでございます。大変ご迷惑をおかけし、申しわけございませんけれども、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 原案につきましては詳細な質疑もございましたが、今回の訂正は、審査の対象を市内学校ということは、小学校7校、中学校4校ですか、これの再編ということに限定されるという意味でしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） この学校の定義につきましては、学校教育法の第1条に学校の定義の中で、小学校、中学校、また幼稚園も含まれるということでございますもので、それらのことについて対象にしたいということでございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

12番。

12番（大川敏雄君） 今、課長さんの方から学校の再編は幼稚園まで含むというご説明いただいたんですが、ご承知のとおり、国会においては、今、幼保の一元化のかかわりの中で、子供園というようなことで法律を提案しますね。そうすると、今後、そういう法律が制定された場合に、この審議会で審議できるという解釈をするんですか。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） 確かに現在、認定子供園ということで法の改正が今行われておりまして、10月頃には制定されるんじゃないかと、こういう状況がございますけれども、要は今回の審議会の関係につきましては、あくまで幼稚園についてもこれは独自の中でやはり定数のいろいろな問題等もございますもので、幼稚園の機能を全くなくすということではなくして、少ないところについては再編もしなければならぬと、こういうことでございますもので、また、子供園の中身につきましては、地域の子育て支援等の機能を含めた中で子供園というものはできてくると。その中で、やはり就学前の子供に対しての教育というものは、そこで行うよと。これは保育園でもできますという内容のものでございますもので、今

回の審議についての中身については、この辺の影響はないかと考えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの原案訂正について、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、原案訂正については、これを承認することに決定いたしました。

発議第 2 号及び発議第 3 号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第 2 号 下田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例の制定について、発議 第 3 号 下田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について、以上、2 件を一括議題といたします。

まず、発議第 2 号の提出者の説明を求めます。

8 番。

〔8 番 増田 清君登壇〕

8 番（増田 清君） 発議第 2 号 下田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び下田市議会会議規則第 14 条の規定により提出をいたします。

平成 18 年 3 月 24 日。

提出者、下田市議会議員 増田 清。

賛成者は、恐縮ですが、敬称を略させていただきます。

下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく土屋雄二、同じく鈴木 敬、同じく渡辺哲也、同じく中村 明、同じく土屋勝利、同じく小林弘次、同じく梅田福男、同じく増田榮策、同じく土屋誠司、同じく嶋津安則、同じく佐々木嘉昭。

提案理由、財政再建に伴い、自らの期末手当の削減を申し出るものであります。

下田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例。

(趣旨)

第1条 この条例は、下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき支給する期末手当の額の減額のための特例を定めるものであります。

(期末手当の額の特例)

第2条 議員報酬条例の適用を受ける職にある者が平成18年度において支給されるべき期末手当の額は、議員報酬条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

なお、補足説明させていただきますと、行財政改革特別委員会の報告は昨年12月議会でしたが、特別委員会では1年間会議を重ねてきました。議会報酬についてはいろいろな意見が出て、結果的には結論を見ることができませんでした。早い時期に見直しをすべきであるものとの見解のもと、正副議長を中心に各派代表者会議で慎重に協議を重ね、議会の独自性を考慮し、結論を出したものであります。

以上であります。

議長(森 温繁君) 発議第2号の提出者は自席へお戻りください。

次に、発議第3号の提出者の説明を求めます。

3番。

[3番 伊藤英雄君登壇]

3番(伊藤英雄君) 発議第3号 下田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成18年3月24日提出。

提出者、下田市議会議員、伊藤英雄。賛成者、下田市議会議員、大黒孝行。

提案理由、財政の現状を憂慮し、自ら報酬の削減を行い、以て危機克服への姿勢を明らかにするため。

補足の説明をさせていただきます。

今回の議員報酬の削減を行う提案を行う直接のきっかけは、職員の給与を10%削減したいという市長の提案をきっかけにしております。若い職員への配慮がなされたとはいえ、職員

の給与には約 10%の削減が行われる議案が提出され、市長、助役、教育長においても 10%の給与削減をする提案が行われました。この提案の理由は、給与が高いとかあるいは給与の額が不適切であるとかいった、いわば給与の内容そのものを検討した結果の提案ではなく、財政が悪化しており、予算が組めないという、ある意味で極めて乱暴な理由による提案であります。

給与の削減が財政を理由にしているのであれば、同じく下田市の税金を財源とする議員の報酬もまた削減をしなければならないと考えます。この場合、議員は、職員、市長、助役、教育長の給与削減を決定する立場にあります。また、幼稚園の授業料初め、各種手数料の値上げもまた議員は決定をしました。この決定を行う者が、職員や市長らのカットよりも少ないカットで済ませるということは、その議員の品格を問われることになると思います。議員の発言は、財政の危機を訴え、職員や市長に克服への指摘をするとき、その発言が真剣であればあるほど、相手に対して語るのみではなく、その言葉は自らをも切り裂くものであるだろうと思います。

したがって、財政危機を言い、その克服を語るならば、財政危機を我が身をもってその財政危機をまた受け入れる覚悟も議員にとって必要なことだろうと思います。議員が自らの痛みを軽減しようとするならば、その言葉は軽く、住民の信頼をも得られるものではないと思います。議員としては最低限、職員、市長、助役、教育長と同じ痛みを背負うべく、ここに 10%の削減を行うべきだというふうに考えたわけであります。

下田市議会の議員の報酬の特例に関する条例。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 45年下田市条例第 2 号。以下「議員報酬条例」という。)の規定に基づき支給する報酬月額の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬月額の特例)

第 2 条 議員報酬条例の適用を受ける職にある者が、平成 18年 4 月 1 日から平成 19年 3 月 31 日までの間に支給されるべき報酬の月額は、議員報酬条例第 1 条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に 100分の 10を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

この条例は、平成 18年 4 月 1 日から施行する。

議長(森 温繁君) 発議第 3 号の提出者は自席へお戻りください。

それでは、発議第2号の提出者の登壇をお願いいたします。

〔8番 増田 清君登壇〕

議長（森 温繁君） それでは、発議第2号の提出者の説明に対し、質疑を許します。
5番。

5番（鈴木 敬君） 発議第2号の資料が来てないんですけども。

8番（増田 清君） 資料はございません。

5番（鈴木 敬君） はい、わかりました。

8番（増田 清君） 本題だけです。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって発議第2号の提出者に対する質疑を終わります。

発議第2号の提出者は自席へお戻りください。

発議第3号の提出者の登壇を願います。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

議長（森 温繁君） 発議第3号の提出者の説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

発議第3号の提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2件については、委員会に付託することを省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、発議第2号を討論に付します。本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、発議第2号 下田市議会の議員の期末手当の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま発議第2号議案が可決された結果、伊藤議員より提出 されました発議第3号 下田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定については、一事不再議の原則により議決不要となりましたので申し添えます。

ここで委員会開催のため暫時休憩をいたします。

午前 11時25分休憩

午後 0時14分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで午後1時15分まで休憩いたします。

午後 0時15分休憩

午後 1時15分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時16分休憩

午後 3時23分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長報告・質疑

議長（森 温繁君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第14号 市道の路線変更について、議第15号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第16号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第18号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条

例の制定について、議第 20号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第 21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議第 22号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議第 23号 下田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、議第 24号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の制定について、議第 25号 下田駅前広場整備事業基金条例の制定について、議第 26号 下田市国民保護対策本部及び下田市緊急対処事態対策本部条例の制定について、議第 27号 下田市国民保護協議会条例の制定について、議第 28号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 29号 賀茂地区障害認定審査会共同設置について、議第 30号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 31号 平成 18年度下田市一般会計予算、議第 32号 平成 18年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第 33号 平成 18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第 34号 平成 18年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第 35号 平成 18年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第 36号 平成 18年度下田市老人保健特別会計予算、議第 37号 平成 18年度下田市介護保険特別会計予算、議第 38号 平成 18年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第 39号 平成 18年度下田市下水道事業特別会計予算、議第 40号 平成 18年度下田市水道事業会計予算、以上 27件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、厚生文教常任委員長、伊藤英雄君の報告を求めます。

3 番。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 厚生文教常任委員会の審査報告を行います。

厚生文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1 . 議案の名称。

1) 議第 15号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

2) 議第 16号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

て

3) 議第 17号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4) 議第 18号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

5) 議第 29号 賀茂地区障害認定審査会共同設置について

6) 議第 31号 平成 18年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)

7) 議第 36号 平成 18年度下田市老人保健特別会計予算

8) 議第 37号 平成 18年度下田市介護保険特別会計予算(本委員会付託事項)

2. 審査の経過。

3月16日、17日、22日、24日の4日間、第2委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より高橋教育長、糸賀健康福祉課長、鈴木環境対策課長、森学校教育課長、土屋生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第 15号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 16号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第 17号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第 18号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第 29号 賀茂地区障害認定審査会共同設置について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第 31号 平成 18年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第 36号 平成 18年度下田市老人保健特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第 37号 平成 18年度下田市介護保険特別会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

議長(森 温繁君) ただいまの厚生文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

10番。

10番(小林弘次君) 委員長にお伺いいたします。

まず、第1点は、健康福祉課所管の第3保育園、そして柿崎保育園、とりわけ第3保育園は給食を行っておりまして、大量の汚水を出しているわけですが、数年間にわたって下水道への接続をあれするも、いまだに接続がなされておりません。その点につきまして、委員会としまして、この現状についての見解はいかがなものでしょうか。これが1点目です。

第2点目は、とりわけ財政難という中で、環境対策課関係の委託料等につきまして積算の根拠を明確にしてほしいという、本会議でも質問したわけですが、これは積算は正当であったかどうか、審査の経過を。

第3点目は、介護保険の条例改正の前提となったのが、平成 18年から 20年までの3カ年の介護の総費用 57億余を約 58億円としたものに称したものとして 3,200円に引き上げた。これは平成 15年からの3カ年の推計含めた結果、17年度は推計ですが、15 16は決算ですから、実績もそうになって、大体 38億円に対して3カ年で約 20億の介護保険の給付増を見込んだ極めて大ざっぱな見込みによる積算になるわけで、これは高齢者に対する極めて厳しい財政負担を強いるものではなかろうかと。その点で、介護保険料 3,200円の設定の正当性というものについてどうであったか、この点について。

議長(森 温繁君) 3番。

(厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇)

厚生文教常任委員長(伊藤英雄君) 1点目の柿崎保育園の下水道の接続については、委員

会では特に審査を行っておりません。環境対策は、本議会でそのような質疑の出た記憶はありませんが、委員会としての特段の審査は行っておりません。

介護保険については、委員会の中でやはり同様の意見が出ました。給付の見込額が多過ぎるのではないかという、それに対して、当局の方は、施設が新たにできる点、介護保険の条例改正による新しいサービスに対応する費用等を考慮し、自然増としてはさほど大きな給付の増額を見込んでおらず、適切な額であるという説明を受けました。委員会としては、やむを得ないものとしてこれを認めました。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 先ほども申し上げましたように、所管の重要な下田市の施設のうちの保育所施設が、下水道区域内になってから恐らく4年か5年は経過しているわけです。要するに、下水道の供用区域内になってから、柿崎保育所も第3保育園も4年も5年も経過していると。しかも、委員長ご承知のとおり、第3保育園は100人を超える子供や先生の給食を調理しているわけで、大量の雑排水を流出している。これはやはり何らかの形で進めなければならないと。これに言及しなかったというのはちょっといささか遺憾であるわけですが、やむを得ないものです。

次に、積算の根拠についても言及しなかったというのはいささか、委員会の審議において当局のお答えは、委託料等についても積算の根拠を明確にしてむだな出費を抑えるという、こういう姿勢を示しているわけですが、委員会はそれはされなかったということでございますから、これもやむを得ないものです。

最後に、介護保険料については、当局の説明を聞いて、一応うのみにしたということではないでしょうか。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 下水道と環境対策については、特に委員会への付託事項というふうな理解をしておらず、審議をしなかったものであります。

また、介護保険については、当局の説明を受け、反対意見、質問等、活発な議論がされましたが、最終的な判断としてやむを得ないものとしてこれを認めたものです。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 付託事項そのものではないというのは、どういうことでしょうか。文字どおり付託事項ではないでしょうか。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 付託された第 15号から第 37号までの 8 議案について、特に下水道の問題がないという理解をしております。

〔発言する者あり〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 質問は許可を得てから。

議長（森 温繁君） 先に答えてください。

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 申しわけないですけども、もう一度質問を言ってもらえますか。

〔発言する者あり〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 一般会計予算においては、広い意味では委託の範囲でありますが、本委員会では特に審議は行われませんでした。

〔発言する者あり〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） さきほど言いましたように、広い意味では本委員会の付託事項と一般会計に入っておりますから、ということです。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩します。

午後 3時38分休憩

午後 3時45分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長の答弁を求めます。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 環境対策課の質問については、私に聞き間違いがあり、前言は間違いでありました。

小林議員の質問は、リサイクル分別収集業務 の積算根拠ということでよろしいでしょうか。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 明確にさせていただきますが、まず環境対策課の予算のうちでとりわけごみ焼却清掃センターに係る予算の中で最大のものは、ご承知のように、残灰の処理委託料です。これ1億円近くです。

2点目に、リサイクル委託料が約 3,500万円。

次、3点目は、粗大ごみの処理委託というふうな格好で、恐らく1億数千万の委託料を出

しているわけです。これが年々、随意契約ということで、私は、何ら積算の根拠を明確にしないまま、それをずっと引き継いで、ある意味では業者の言いなりにこれをそのまま予算化しているのではないのかと、こういう意味のものも考えているわけです。そういう点で積算の根拠はどうかと言ったわけでございます。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） ごみの焼却・分別収集 3,400万については、委員会でも審議が行われ、当局からは、車7台で1台について2人、月2回、125カ所回っています。前日に配って当日に回収をするというような予定で、価格については、当局は今後、減額の方で交渉したい旨の説明を受けました。

残灰と粗大ごみについては、やはり質問は出ましたけれども、特に積算の根拠の方は出ていなかったですが、価格を明確にされなかったですね。この価格については、今後、交渉のなりをしていきたいという説明は受けました。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

議第18号修正案の上程・説明・質疑

議長（森 温繁君） 次に、議第18号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてに対して、小林弘次君ほか2人からお手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 貴重な時間を拝借いたしまして介護保険条例の改正についての修正案を提案させていただきたいと思っております。

この修正案は、土屋誠司議員、そして沢登英信議員と私の3人で、事態の状況を精査した中で修正案の提案に至ったものであります。

修正点とその修正理由についてご説明申し上げたいと思っております。

ご承知のように、介護保険制度が施行されまして、3年ごとに介護保険の給付あるいは施設の概要等についての計画が検討されております。今回、平成18年度から20年度の3カ年の介護保険の保険料等を推計し、そしてそれを条例化することがここに出てきました。

当局提案は、現行のこの介護保険料 2,600円に対して基金の取り崩しも含めて、平均的には3,200円ということにするという内容でございます。

この点につきまして、2,600円から3,200円と、この3,200円という数字は月額でございます。年間約4万円近くの負担増になるわけです。負担を、要するに保険料を納める65歳以上のお年寄りはどういう方かといいますと、世帯の中で市民税の均等割のみを納める、そういう方が納めているという、こういう内容のものでございます。

したがって、これはかなり低所得者にとっても年間の4万円近くに上る保険料というのは重い負担になると。我々議会は、やはり市民の、とりわけ65歳以上の高齢者の負担を少しでも軽減するような、慎重な審議が迫られているというふうに私は思うものでございます。

そこで、今回の修正案の基本的な考え方について述べさせていただきます。

平成15年度から17年度までの一応3カ年の実績について私たちが調査してまいりました。この間、昨年は吉佐美にみくらの里という立派な特別養護老人施設ができて、大幅な負担増も予想されたわけでございますが、この間の介護の総費用は38億円です。要するに介護の給付費というものは38億円であったと。今回、平成18年度から20年度までの介護の総費用を幾らと推計したかということ、全体として57億数千万、約58億です。すなわち、15年度から17年度までの3年間の今度は20億も多く見込んだものになるわけです。おわかりと思いますが、そうしますと、3年間で20億、6億数千万の年間の介護の総費用の増を見込むと。実態的に見ると、実際に介護の給付を受けている人というのは何人ぐらいいるかということ、1,000人弱なんです。国民健康保険からは比ではない。こういう実績からしますと、まず基本的に、平成18年度から20年度までの介護の総費用の57億円余、約58億円に達するこの見込みは、見込み過ぎだということがまずおわかりだと思います。

そこで、私たちは、最低総費用を積算するのに、3カ年の平均的な増大、施設の状況等を勘案しても、これは余りにも過大な見込みであり、その結果から来る介護保険料というのは、要するに高齢者に対する重い負担になると、こういう結論に達したものでございます。

したがって、今回の改正点の主なるものは、平均的に月額3,200円というものを2,800円に抑えても十分介護保険の運営はできるという、こういうふうなことでございます。

以下、内容につきましては、書面で提案したとおりでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 提出者の説明が終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 提案者におかれましては介護保険料の値上げを抑えたわけでありませんが、これによりまして、介護保険の会計予算は総額で幾らぐらいになり、また保険料は総額で幾らぐらいを見込んでいるのでありましょか。

10番（小林弘次君） 総額的、3カ年ですか。

3番（伊藤英雄君） いや、18年度、19年度、20年度それぞれの保険料は幾らぐらいの収入になるのでしょうか。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 大体この資料で見ておわかりだと思いますが、現行の予算の14%減というふうにお考えください。介護保険料は14%減の金額と。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 14%減というのは、保険料の収入が14%減ということか、総額ですね、18年度、19年度、20年度の介護保険料の総額ですね。

あわせて、今回では保険料の修正案が出たんですが、介護保険の予算の方についての修正が出ておりませんが、条例は認めるけれども、特別会計については原案の、原案といいますか、当局提案されているとおりで修正の要は必要ないと考えたという理解でよろしいでしょうか。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 違います。いいですか。まず、平成17年度の介護保険の決算がまだ見えておりません。委員長ご承知のとおり、16年までは介護保険の決算は確定されておまして、17年度決算、恐らく当初予定した1億円からの基金の取り崩しというのは全然しなくてもいい、かなり潤沢な財政運営が可能だと。17年度末は、この第1点のことで。

そういった上で、仮に2,800円におさめたからとしても、現行の予算上、何ら支障を来すものではないということでございます。

次に、介護保険の総体の財源の状況は、ご承知のように、公費負担が50%です。そして、2号被保険者、1号被保険者で50%、したがって、介護の総費用が例えば予算で幾ら18億ということで見込んでも、実際の費用が10億ならば、5億円しかこれは公費の負担がないという性格のものであります。

したがって、公費負担の5億円のうち、下田市の負担分は12.5%、国が25%です。したがって、介護の経費を5億とか幾ら見たからといって、国や県・市からその分を対応するもの

ではなくて、国・県・市の負担というものは、実績に応じて精算されるという、こういう仕組みになっております。

したがって、介護の総費用、簡単に言えば、給付費に応じて費用が出されると。ところが、介護保険料は、本来ならば給付費の19%、前17%だったんですが、19%を1号被保険者で見るといってございまして、介護の総費用が減れば、高齢者が負担するのは20%、30%になるわけです。しかし、公的な機関は結果に対する負担ですから、こういう仕組みになっているというふうに言えると思います。

したがって、私は、予算に対する対応は、これを認めるということではなくて反対の意思を表明しようということで対応したいと思っております。

議長（森 温繁君） 若干、時間延長します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 18年度、19年度、20年度各年度における当初金額が、予算が幾らになるかという、そういうことよりも、3,200円が2,800円ということがありますが、要は予算について、それを考えるならば、この保険料の同一な変更も反対でいいわけですか。率を変更すれば、当然、保険料は変わってくるわけですね。保険料が変われば、当然、予算も変更されます。したがって、一旦これでいくなれば、保険料も変更をにらんでデータを見ながら、予算について提案しないというのは、片方が欠けているのではないかと思いますけれども。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） その点については、先ほど説明申し上げましたように、現行の予算の枠組みの中で、この提案は消化できるという考え方でありまして、ですから、要するに総額のあれは、約3年間で8億の減ということを想定しました。

3番（伊藤英雄君）

10番（小林弘次君） それは、私たちの方では積算しておりません。総体として清算しました。単年度ごとにはやりません。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） わかりました。2,800円でやるときに、総額を積算しなかったと。

10番（小林弘次君） そんなことは言っていません。

3番（伊藤英雄君） ごめんなさい。総額は積算したものの各年度においては、18年度について予算が出ておるんですが、については特段の積算はしなかったと。2,800円で実際にはそれぞれの事業を行うわけですね。事業を行うについては、それぞれ当然予算をつけてい

くわけなんです、それらについては、現行の 3,200円のままでもいいだろうと。そして、終わって見なければわからないから、予算については反対はするけれども、提案はしないと、そういうことで。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） いや、反対しております。現行の予算の枠組みの中で消化できるという表現しました。

じゃお答えさせていただきたいと思います。

まず、この介護保険の用途は、介護の保険料、給付にのみしか使うことができません。事務費、事業費、その他に充当することは、法律でこれは流用することができません。

したがって、高齢者の1号被保険者の保険料というものは、保険に対する給付費、これ以外には充当できない内容のものだと理解しております。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 今の説明を受けました結果、まとめてみますと、介護保険については、まず給付総額を見込み、そこに必要な保険料を逆算していく中で保険料を決定していくという過程なんです、ここにおいては、保険料は下げるけれども、給付総額は少なくなるであろうと予測のみで提案をされたということで理解しました。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって修正案に対する質疑は終わります。ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

以上で修正案の説明と質疑は終わります。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次に、建設経済常任委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

5番。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 建設経済常任委員会の審査報告書を申し述べます。

建設経済常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

1) 議第 14号 市道の路線変更について

2) 議第 19号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

3) 議第 20号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

4) 議第 21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

5) 議第 25号 下田駅前広場整備事業基金条例の制定について

6) 議第 31号 平成 18年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)

7) 議第 33号 平成 18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算

8) 議第 38号 平成 18年度下田市集落排水事業特別会計予算

9) 議第 39号 平成 18年度下田市下水道事業特別会計予算(本委員会付託事項)

10) 議第 40号 平成 18年度下田市水道事業会計予算(本委員会付託事項)

2．審査の経過。

3月16日、17日、20日、22日の4日間、第3委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より藤井観光商工課長、金崎農林水産課長、宮本建設課長、長友下水道課長、磯崎水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

1) 議第 14 市道の路線変更について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 19号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第 20号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第 21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第 25号 下田駅前広場整備事業基金条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第 31号 平成 18年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第 33号 平成 18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第 38号 平成 18年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第 39号 平成 18年度下田市下水道事業特別会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第 40号 平成 18年度下田市水道事業会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上ですが、ここで補足の意見として、本委員会の合意として次のような要望を申し述べさせていただきます。

平成 18年度予算に対する建設経済常任委員会からの要望。

本委員会の使命は、下田市の活性化を図ること、特に市内経済に活力を与える政策を審議することにあります。市長の施政方針はその方向性を明示し、具体的なまちづくりの政策を提案し実行するものであります。しかるに、平成 18年度施政方針に提示された重点施策、1、観光施設及び観光資源の有効活用 の推進、2、地域産業経済活性化への支援等、本委員会所轄のまちづくり政策について、平成 18年度予算において大幅な減額となっております。まことに遺憾であります。観光は、下田市の根幹をなすものです。下田市の生きる糧です。市長

におかれましては、今後も施政方針の内容を実現するため、めり張りの効いた予算措置を講ずることを強く強く要望いたします。

以上です。

議長（森 温繁君） ただいまの建設経済常任委員長の報告に対し質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 今、委員長の鈴木さんがご報告されましたが、市長の施政方針は予算に反映されていないから今後やるようにというような、これはやむを得ないものではなくて、これは否決の理由ではないでしょうか。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） やむを得ない裁量の範囲だというふうに本委員会としては理解しましたが、なおこれからもより一層の市長の努力をお願いするというふうなことです。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） もう一点、では、今のでいきますと、これはやっぱり予算は施政方針演説と乖離しているんで、どうもというふうなことになると思うんですが、正直に聞きますとですよ、乖離しているんでということになると、これは予算を否決するなりという理由になるんじゃないかということになると思うんですが、それはそうではないということですが、じゃそれは条件でしょうか。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 要望です。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

15番。

15番（土屋誠司君） 予算説明のときにも申し上げたんですけども、みどりの基金の使い方ですね。使い方。これは当初の、10年ぐらい前ですか、提案理由の中には地域の振興とかにする場合に、地域の負担を軽減するためつくった条例であって、今回のこの提案は、前々から言っているんですけども、国・県が出してきて、下田市が出すべきという方へ基金を入れるというのはまずいということをお自分は申し上げてきたんですが、その辺について当局はどういう答えでしたか。

議長（森 温繁君） 5番。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 当初のみどりの基金の設立についてはそのような経緯で設置されたというふうに聞いております。ただ、下田市財政の困難が増した中で水源も含めて林業の保全を図っていく上で、地元の人たちも十分協議した上でみどりの基金を使わせていただいたというふうな経緯の中で、1年度においてもそのような形で使われてきたというふうな説明を受けております。地元との十分な協議を行ったというふうに聞いております。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） 地元の協議といっても、ただ内容がわからない区長さんたちを突然会議の1週間か2週間前に招集して、3月か2月の末に招集して3月いっぱい終わる、そういう審議会をつくって、こうだからこうしろと、そういうことをやってきたんですよ。わからない人に。全体には納得されていないと思うんです。それはそれとして、もともと市が出すべきところへ基金の金を入れるということはおかしいと思うんですよ。その辺は全然、委員からは何もなかったですか。おかしいと。財政が苦しいから入れるのではなくて、もともと基金の使い方がおかしいと言っているんですよ。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 本会議においてもそのような質疑がなされたということ踏まえて、委員会においてもその点はただされました。市の方からも、今申し述べたような返答をいただいております。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 2号の下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、まずお尋ねをします。

多くの市民に利用を図ると、こういう点でいえば今回の内容は実質的な値上げ案ではないかというぐあいに思うわけでございます。そして、夕方の5時までの使用を30分早めて1時半までに切り上げると、こういう内容になっているかと思えますし、また高校生等に対する利用の便利が実質的に引き上げ額になっているというような事態が、一方で出てこやしないかという指摘が本会議でもされたかと思うわけでございますが、これらの点がどのように審議され、やむを得ないものと想定をしたのか、1点お尋ねします。

2点目は、政策的計費の一部カットをこの予算がされた。特に、そういう中では住民の要望の多い道路の維持管理、生活道路の管理費が2,000万円弱に、本来であれば1億円余も必要なこの経費が5分の1以下に削減がされているという実態が、本年度の予算はさらにそ

れが厳しくなっていようかと思いますが、ここら辺の住民の要望にどうこたえていくのかという点での予算措置がなされていないのではないかと、特に維持修理費について言えるのではないかと思うわけですが、その点をどのように審議され、予算がないなら、その住民の要望をどのように解決していくのかという方向について議論をされたのかどうかお尋ねをしたいと思います。

3点目は、下水道事業についてでございますが、95%が税でやるということであれば、この必要な経費10億円余の金は一般会計から繰り入れなければならない、こういうことになるかと思うわけですが、実態は5億1,000万程度の繰り入れで、あと5億6,600万は企業債を借り入れなさいと。結局、借金なしのための借金をするということが、後を絶たずに進められているという実態がこの予算上、出ていようかと思えます。

そういう中で3,000万程度、運営費も予算上足りない。ですから、より一層加入者を増やして、運営費も帳じりが合うような仕組みをつくっていかなければ、下水道事業そのものが破綻するだけではなく、一般会計そのものも破綻の原因になると思うわけですが、そこら辺の事情をどう議論してやむを得ないものと判断をされたのかお尋ねをしたいと思います。

以上、3点です。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 都市公園条例の改正に関して、これは値上げではないのかというご質問ですけれども、まさしくこれは値上げだと思います。値上げすることによって収入増を図る。それは委託管理料の方に反映されていくというふうなことです。

道路維持財源に関しまして、前年2,000万、今年1,800万、また下がっています。これで維持していくのはかなり大変だというふうなことは、だれでも思うことでもあります。ですから、この予算の中で建設課の知恵を絞って何とかやっていただきたいというふうなことしか委員会としては言えません。やむを得ないものとして認めたということです。

下水道予算に関しまして特に、接続率を高めるというふうなことに、当局の方からはとにかく工事にかかわった業者に関しては、必ず工事を請け負った区間についての接続を1件でも2件でも3件でも多くとるように、そういうふうな形にでもしてどんどん、少しずつでも接続率を高めるような、それによって維持管理を賄っていけるような努力をするように、というふうなことを現にやっているというふうな説明がありました。

議長（森 温繁君） 1番。

1 番（沢登英信君） 下水道のこと、もう一件だけ確認をさせていただきます。

下水道工事の業者に下水道への加入の勧誘を義務づけるということについて、むしろそのこと自身がおかしなことだという判断をすべきではないかと思うわけです。それは、工事をする人であって、下水道事業そのものを推進するというのは下水道課の仕事なわけです。基本的にはね。それを何かそういうことをしなければ、工事ができないかのような条件づけをしていくということ自身が、それは大きな疑問を呼ぶような内容につながっていくのではないかと、そのような心配をするわけですが、その辺はどのように議論をされたのでしょうか。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） それについての具体的な議論というのではないんですけども、ただ、下水道課が業者に対する要請だけで接続率を高めようとしているということではありません。広報等々を通じて市民・住民に対するアピールをして、その上でなおかつ業者とも一緒になって接続完了に努力してもらいたいというふうなことです。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務常任委員長、土屋勝利君の報告を求めます。

9 番。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） それでは、総務常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

1) 議第 22号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

2) 議第 23号 下田市人事行政の運営等の状況の公開に関する条例の制定について

3) 議第 24号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の制定について

4) 議第 26号 下田市国民保護対策本部及び下田市緊急対処事態対策本部条例の制定について

5) 議第 27号 下田市国民保護協議会条例の制定について

6) 議第 28号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7) 議第 30号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

8) 議第 31号 平成 18年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)

9) 議第 32号 平成 18年度下田市稲梓財産区特別会計予算

10) 議第 34号 平成 18年度下田市公共用地取得特別会計予算

11) 議第 35号 平成 18年度下田市国民健康保険事業特別会計予算

12) 議第 37号 平成 18年度下田市介護保険特別会計予算(人件費)

13) 議第 39号 平成 18年度下田市下水道事業特別会計予算(人件費)

14) 議第 40号 平成 18年度下田市水道事業会計予算(人件費)

2. 審査の経過。

3月16日、17日、20日、22日、24日の5日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より出野市長公室長、平山総務課長補佐、高橋税務課長、河井市民課長、糸賀健康福祉課長、関議会事務局長、木村監査委員事務局長、村嶋出納室長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第 22号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 23号 下田市人事行政の運営等の状況の公開に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第 24号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第 26号 下田市国民保護対策本部及び下田市緊急対処事態対策本部条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第 27号 下田市国民保護協議会条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第 28号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第 30号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第 31号 平成 18年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、修正可決。

理由、発議第 2号 下田市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についての原案可決に伴い平成 18年度下田市一般会計予算を修正したため。

9) 議第 32号 平成 18年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第 34号 平成 18年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第 35号 平成 18年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第 37号 平成 18年度下田市介護保険特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第 39号 平成 18年度下田市下水道事業特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第 40号 平成 18年度下田市水道事業会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(森 温繁君) ただいまの総務常任委員長の報告に対し質疑を許します。

1 番。

1 番(沢登英信君) 議第 28号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、あたかも下田市の職員の手当の支給かのように感じられるわけですが、その実態は、武力攻撃災害等派遣手当を含むということで、まさにこれは、市の職員のためではなく、例えば自衛隊員が下田市で呼ぶというようなときに手当を出そうという、こういう内容のものであると思うわけでございます。具体的には、したがって職員が管外への派遣のときはどうなるのか。1点、2点目は自衛隊等がこれの規定によって支給がされるということになると、手当の二重払いになるではないかというような質問がされていたかと思うわけですが、この点についてはどのように審議がされたかお尋ねをしたいと思います。

それから、議第 35号の国民健康保険事業についてでございますが、4.8%の引き上げということで、具体的には一般会計からの国民健康保険事業への繰入金はないということになっておりますので、例年にならい、今は出ておりませんが、この予算をそのまま通すと、再度、国民健康保険料の値上げ等を想定せざるを得ないというぐあいに思われるわけですが、そこら辺についてはどのような審議がされたのか、2点お尋ねをしたいと思います。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長(土屋勝利君) それでは、回答させていただきますが、職員の給与に対してそのものが、国民保護協議会の条例というか、その中で反映に当たり、人件費が出ていくのではないかというような質疑だと思っておりますが、それについては、あくまでも下田市の場合、非常の場合にはほかから来たときには向こうで対応するというので、下田市の行っている方は、下田市の方が反映している方には下田の給料で対応するというような答弁があったと思います。そういう格好です。

それと、もう一点、国民健康保険の医療費について、特に私どもは、この予算についてのいきさつについては、一応、昨年まで3年間は継続して値上げをしたということで報告があり、その中で、どのような格好で今回の国民健康保険の推移をしたのかということは、我々として当局といろいろ質疑をしましたが、その中の状況では、今、何%上げるというような

ことはちょっと討議はされておりませんが、17年度から18年度の想定では約10%ぐらいを上げていかなければならないのではないかという当局の説明はありました。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 28号の理解が、当局の説明と違うような気がしますので、ちょっと精査をしていただきたい。後で結構です。

それから、国保につきましては、一般会計2,000万円程度の繰り入れは当然すべきだというぐあいに僕自身は思うわけですが、一般会計からの繰入金をするべきだという、この議論はされたのかされなかったのかという点を確認させていただきたいと思います。

それから、今後10%程度のこの予算を通すと、値上げが想定されるという答弁が委員長からいただいたわけですが、明確にそういう議論がされたのかどうか、再度確認をさせてください。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 今、一般会計からの繰り入れについては、私ども今の下田市の財政の状況であって、大変厳しい中でやるもので、当然できない状況にあるということです。その点について当局との話し合いはしてありません。

それと、もう一点、ちょっと……

1番（沢登英信君） 10%の引き上げを想定しているということですか。

総務常任委員長（土屋勝利君） 今のパーセンテージについては、当局側の説明であって、我々の方として何%それに対して云々という質疑はありませんでした。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって総務常任委員長に対する質疑を終わります。どうぞ席へ。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時37分休憩

午後 4時47分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案について討論・採決を行います。

まず、議第14号 市道の路線変更についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 14号 市道の路線変更については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 15号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 15号 下田市附属機関設置条例の一部 を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 16号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 16号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 17号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 下田市の総合福祉会館におけます事業の老人デイサービスセンター内におきます給食調理費を個人負担を 350円、これを 500円に値上げをするというものでございます。この内容は、皆さんご案内のように、350円の負担に対し介護保険方から 390円の補てんがありまして、740円で1食が賄われていたと。これの 390円の介護保険の改悪によって、これをすべてお年寄りに負担をさせようと、こういう内容になっているわけでございます。お年寄りにとっての昼食は、命を支える、また楽しみを支える内容でございます。この総合福祉会館だけではなくて、配食の給食も含めてすべてのお年寄りの給食サービスにこの値上げが響いていくという内容でございますので、やはり国のこの改悪について、下田市においてその後の福祉基金等の積み立てもあるわけでございますので、措置をしてそのような生活破壊からお年寄りの暮らしを、食の安全を守っていく、きちっとしていく、そういう方向が必要かと思っただけで反対をいたすものでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告 どり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 17号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 18号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

2 番。

〔 2 番 土屋 忍君登壇 〕

2 番（土屋 忍君） それでは、この条例案は第 1 号被保険者の平成 18年度から平成 20年度までの保険料の基準月額を 2,600円から 3,200円に改定するものでありますが、所得により第 1 段階の生活保護世帯から第 6 段階の所得金額 200万円以上と 6 段階に細かく分かれており、所得の少ない方を保護し、所得のある方には応分の負担をしていただくという形になっております。

本市においては、急激な引き上げを抑えるため、基金を取り崩して充当することとしております。1 億円余りの基金を残したことについては、計画期間中における突発的な需要増への対応等不測の事態への補てん財源として担保、さらに 3 年後の見直し時期における激変緩和のための充当財源として内部留保しておく必要があり、やむを得ない措置と思われま

す。また、今回の 600円を引き上げ 3,200円という保険料基準額とすることは、県下でも最低基準であり、以上のことから今回の議第 18号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については賛成するものであります。

議長（森 温繁君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（森 温繁君） 次に、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（森 温繁君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

1 番。

〔 1 番 沢登英信君登壇 〕

1 番（沢登英信君） 介護保険が皆さんご案内のように、介護の社会化ということでお年寄りを支える、また家庭を支える大きな社会福祉事業の柱でございます。これがやはり適切に見込まれた事業計画のもとに適切な料金で運営されることが必要かと思っております。1 期、2 期、この 6 年間、それぞれ 3 億 3,000万を超える積立金を実質的には残しているわけでございます。第 1 期においては、計画の 45%程度しか実施がされない。特別養護老人ホーム等につき

まして 200人からの待機者がいるというような事態になっている一方で、第1号被保険者にのみこの費用の負担を実質的に負わせるような内容になっているわけでございます。

2,800円でも十分賄えると、こういう対応でございますので、しかも1億1,000万円を超える積立金を繰り入れて2億円余の積立金をしましても3億3,000万円からあるわけですから、残りは1,000万あると。2,800円の値段でやっても十分不慮の状況に対応ができるということが予想されますので、ぜひとも修正案に皆さんのご賛同をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

これより議第18号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

まず、本案に対する小林弘次君ほか2人から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立少数であります。

よって、議第18号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案は否決されました。

次に、議第18号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてに対する委員長の報告は可決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第18号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第19号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 19号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 20号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 20号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告通りこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 22号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 22号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 23号 下田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 23号 下田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 24号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 24号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 25号 下田駅前広場整備事業基金条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 25号 下田駅前広場整備事業基金条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 26号 下田市国民保護対策本部及び下田市緊急対処事態対策本部条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 議第 26号 下田市国民保護対策本部及び下田市緊急対処事態対策本部条例は、ご案内のように、有事の際、つまり武力攻撃事態等に際し国民保護を実施に移す た

めの対策本部を設置するためのものであります。武力攻撃事態法とは、2003年6月に自民、公明、民主の賛成で可決されましたが、アメリカが海外で引き起こします戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動と国民を動員するという、極めて危険な内容を持っているものと思うわけでございます。戦争に反対する者は処罰されるという内容もつけ加えられているわけでございます。日本が武力攻撃を受ける前から、自衛隊や日本国民、地方自治体を動員する仕組みをつくるという内容を持っております。そして、国民保護とは、上陸侵攻の場合、2点目として、ゲリラや特殊部隊による攻撃、そして3点目として、弾道ミサイル攻撃の場合、4点目として、航空攻撃の場合と、4つの類型を挙げてそれぞれ国民保護計画をつくるとされているものでございます。まさに国民保護の名のもとに国民の動員計画をつくるということになると思うわけでございます。

政府は、有事と災害の国民保護救援計画の相違点は何かという質問に対し、災害は地方が主導すると。しかし、有事法制は国が主導すると言っているわけでございます。この計画は、自衛隊員が派遣され、専門家として指導することが明記されているわけでございます。日本が引き起こしてきましたさきの大戦は、まさに中国大陆において開拓団、民間人が置いてきぼりを食い、また国内での唯一の地上戦となりました沖縄では、当時の日本の軍隊によって県民は邪魔者にされたわけでございます。スパイ容疑もかけられ、捕虜になることは許されないということで、集団自決まで強要をされたわけでございます。

また、上陸してきました米軍によって戦闘作戦のために土地を立ち退かされ、強制的に收容所に押し込められる等の悲惨な歴史が過去にあったわけでございます。平和を望み、戦争に反対する者として、自らの信念と良心におき第26号に反対するものでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 中村 明君登壇〕

7番（中村 明君） 賛成者として意見を述べさせていただきます。

このたびの下田市国民保護対策本部及び下田市緊急対処事態本部条例の制定について。

同条例はご存じのように、国が定めた法であります。本会議においても憲法違反ではないかとの質問がありましたが、さきに述べましたように、国が施行する法律であり、法律に詳しい専門知識を当然のように持った方がこの法律をつくっており、地域住民の生命の安全・財産を守る法であり、賛成するものであります。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 26号 下田市国民保護対策本部及び下田市緊急対処事態対策本部条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 27号 下田市国民保護協議会条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 議第 27号 下田市国民保護協議会条例の制定について反対の弁を述べさせていただきます。

国民保護法が自治体に義務づけております、国民保護計画を策定するための条例であるわけでございますが、現在、憲法改正の動きが急速に強まっております。その主題は、憲法 9 条、戦争の放棄に裏打ちされております 9 条 2 項陸海空その他の戦力これを持たない。国の交戦権はこれを認めない。これを変え、自衛隊を自衛軍として明記をしようとしているものでございます。再び戦争に突き進んでいく準備が進められているのではないかと大変心配をしております。武力攻撃事態を想定して計画を作成するのは、まさに仮想敵国を想定することなくしてはできないものであると思います。平和と友好を推進していく、この憲法の定めに従います、その精神に従いますと、議第 27号はとても賛成できない。反対をするものでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 27号 下田市国民保護協議会条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 28号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 28号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 29号 賀茂地区障害認定審査会共同設置についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 29号 賀茂地区障害認定審査会共同設置については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 30号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 30号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 31号 平成 18年度下田市一般会計予算を討論に付します。

本案に対する総務常任委員長の報告は修正可決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 次に、原案と委員会の修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） ほかの討論のときにできます。

次に、委員会の修正案に対する賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 中村 明君登壇〕

7番（中村 明君） 総務委員会においての修正案の提案者といたしまして賛成するものでございます。

本修正案は、本日の議会において提出された発議第 2号 下田市議会の議員の期末手当の

特例に関する条例の制定についてが可決されたことに伴い、原案の修正によって条例に基づく義務的なものであることで賛成いたします。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

〔「議長、本案に対する反対討論」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんかと、ここです。ここで。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 5時15分休憩

午後 5時26分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

大変誤解を招いた発言がありましたけれども、先ほど私が「次に原案と委員会の修正案の両方に反対意見の発言を許します」という発言をしましたけれども、従来のやり方でこういうやり方をしておりましたけれども、どうも言葉じりの関係で両方に反対という解釈のもとに聞き取られがちの、従来のやり方ですと、そういう誤解を招くような発言でありましたことを大変失礼いたしました。

そのときに、小林議員より反対意見の発言を求められましたので……

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） ということですので、ここで反対意見の発言を許可いたします。

〔「何の反対討論」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 原案に対する反対意見の発言を許します。大変失礼しました。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） どうも大変失礼しました。

3号の平成18年度下田市一般会計に反対の討論をさせていただきたいと思います。

市長は、財政の確保は危機的な状況である。とりわけ市税と自主財源の確保は最も重要な課題であると、このように申し述べているわけですが、この18年度予算はまさに例

年と何ら変わらない 10%、9,800万程度でございます。少なくとも 20%、2 億円近くの、この 10億円ある滞納を、そのうちの 2 割程度は集め切ると、そういう姿勢を予算案の中に示さなくては、この施政方針の内容に偽りがあると言われても仕方がないと思うわけでございます。まさに税務課につくりました滞納対策係、これは欠損処分をするための係かと、このようにやゆされてもいたし方ないような予算作成にまず 1 点なっていようかと思うわけでございます。真剣に歳入をきっちりと確保していこうという姿勢が何ら見えていないというのが、この 18年度予算の歳入におけます一番大きな特徴であると思うわけでございます。

石井市政の財政上の失政を何ら反省することなく、小泉改革の交付税のあるいは福祉・医療の切り捨てをそのまま国の改悪を市民に押しかぶせていく、市民サービスを切り捨てていく、そういう予算にもなっていようかと思うわけでございます。

したがって、市長が実施しましたこの指定管理者制度につきましても、補助金で振興公社の職員の人件費を委託料に切りかえることによりまして、600万からの余分の消費税を国に払うということにもなるわけでございます。

汚泥再処理センターができて敷根川も大変きれいになったにもかかわらず、高馬から稲生沢川の水を山越えで敷根川に流す、これまた 300万近くの余分なむだな費用を使用している、そういう予算を組んでいると言っているかと思うわけでございます。

また、市営住宅、特に丸山住宅につきましても 700万円を超す借地料を払っていないながら、その使用料は 100万円以下の使用料しか入らない。しかも、その家屋については、30有余年たち、きっちりとした補修が必要と。政策空き家というようなことではなく、きっちりと市営住宅をどうしていくかというような方向を定めなければならないと思うわけでございますが、これも具体的には政策空き家ということで 74戸のうち 46戸しか使用がされていないまま放置されている事態でございます。

観光地にとりまして、大変重要な環境整備、ごみの処理の問題につきましても、分別収集から最終の処理体系をどうしていくのか、最終処分場がない、現在の処分場を廃止し、あと 2年をかけて土を埋めて廃止をしていくんだと、この費用も借地料を 700万円余支払わなければならない事態の一方で、側溝清掃の汚泥をも捨てる場所がないという状態になっているわけでございます。

瓶・缶の委託料、それから残灰の委託料につきましても、すべて随契であって、きっちりとこれらを経費の削減を図るといような姿勢が確立されていないわけでございます。瓶・缶の収集 3,400万、このように積算をされているようでございますが、私の計算によれば、

少なくとも2,000万円余で十分賄えるのではないかと思うわけでございます。

次々と福祉の切り捨ては進められ、寿バスの事業は廃止され、お年寄りの足を奪うと。そして、一方では食費や給食の値上げをしていく、こういう予算になっているわけでございます。

市長は、財政危機だと、そしてこのままでは準用再建団体の指定を受けてしまう。国という管財人のもとで大幅な制限を余儀なくされる、こう言っているわけでございます。そこで、5点をこの2月の広報「しもだ」で指摘をしているわけでございますが、そのうちの市独自で実施してきた施策の停止、既にこれはやられているわけでございます。使用料・手数料の大幅な値上げによる市民負担の増、これも18年度予算で軒並み進められている。地方債の制限による道路・下水道整備の基盤整備事業の停止、これはまだ進められていないわけでございますが、資金繰りの悪化による市民給付への影響、職員給与の減額、既に10%の職員給与の減額、支払い遅延はありませんけれども、まさに準用団体に陥るような施策が次々に進められている。本来の財政再建のために市民の暮らしをどう支えていくかという予算になっていないわけでございます。観光立市とは言いながら、まさに観光予算もただ単に切り捨てていく、帳じり合わせをするのみであって、どういう観光のまちづくりをしていくのかというような展望がやはりこの18年度予算では見えていないと、こういう観点から反対をするものでございます。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

16番（嶋津安則君） 私は、議第31号 平成18年度下田市一般会計予算に対し賛成でございます。

ただいま反対意見を述べられました内容におきまして、まず第1点目の税の滞納収納につきましては、当局は、税務課等におきましても新たな体制をもって徴収に当たると意気込みを表示し、市民の間での不公平さをなくす努力をしていく決意を伺っております。

次の市営住宅におきましても、700万円の借地という形の中で、100万円の収入しかないのではないかという指摘でございますが、この市営住宅は福祉対策の一環でもございまして、また76戸中46戸の使用であるということでございますが、部分的な土地の返還はできないという当局の説明でございます。

よりまして、これらの問題におきましても、今後、当局は検討していくということでござ

いますので、納得するものでございます。これらの問題におきましても、ただいまる反対意見が述べられましたが、予算全体におきましては、資金不足のため、財政当局のかなりの努力、協議の結果が見られ、苦しい台所事情を考えると、委員長報告にもございますように、やむを得ないものと認めるわけでございます。

よって、議第 31号 平成 18年度下田市一般会計予算原案に賛成でございます。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 平成 18年度の一般会計当初予算に反対でございます。

この予算を編成するに当たって、市当局は厳しい財源不足に陥ったと。よって、市長さん初め、助役、教育長の給与の 10%カット、あるいは市職員の月額基本給のほぼ 10%に近いカットという、異例な義務費にまで及ぶカットをしなければ予算が編成できないという状況にあったということでございます。

しかし、その上でこの平成 18年度を財政再建の元年の年として予算編成をしたというふうに言っているわけでございます。

しかし、中身を見ますと、じゃなぜこのような財政の危機に陥ったかという批判的な分析のものがほとんど欠落しているわけでございます。平成 18年度の予算編成において極めて重大な問題点は、まず予算の編成の最低限必要な基準というか規則というか、そういうものを無視した予算編成ではなかろうかということが第 1点でございます。

その 1点目は、まず今回の南伊豆計算センターの解散に伴う新しい計算システム、コンピューターシステムの導入によって、平成 17年度に約 1億円の財政出動をしなければならなかった事実がございます。南伊豆計算センターの解散によって 1億円のこのあれが出たと。さらに、今年から始まる新しいシステムに当たって、従来の計算センターに委託していた、要するに財務会計であるとか国保の事業とか等々含めた、この計算センター システムに 2,000万円も余分にかかるシステムを採用せざるを得なくなったということが予算上明らかになっています。

その上、計算センターが所有していた、いわゆる土地建物の売却を今年行うということが予算で説明されました。ところが、ご承知のように、計算センターの解散の事務を継承した下田市が、その売却の予算 3,400万円を計上しないまま下田市の取り分 1,000万円を計上しているという、根本的な公金の収入を予算化していないという致命的な問題点がここに第 1点

ございます。

第2点目は、計算センターに関連する事項で ございますが、昨年、下田市が計算センターの解散に伴い新しいシステムの構築が立ち遅れたということで、現状のホストコンピューターをリースの解約の費用を出し、さらに本年9月までのリース契約を結ばざるを得なかったわけでございますが、それについて私たちが指摘した債務負担行為の議決をすべきものを、法律に違反して債務負担行為の議決を怠り、その結果、平成 18年度において、平成 17年度に結んだ契約に基づいてこのホストコンピューターの移転、要するにこのホストコンピューターの解約に伴う移転費用を何と 600万、800万という費用を出したわけ。これは石井市長が平成 17年度当初において結んだ再リース契約の年度を超える契約という違法行為によって、この負担というものが生まれているわけです。うそだと思ったらこの資料見ていただきたいと思います。600万、すなわちホストコンピューターの移転費用、要するに解約に伴う、それを移転させる、さらにそれに伴う冷暖房、要するにエアコンのシステムを返すという、まさにこういういわゆる条例や予算の再編の原則に違反したこの予算編成であると。

もう一つ条例や規則に違反している予算編成というのは、すなわち本会議でも申し上げましたが、今年度から2カ年の契約で市民文化会館あるいは有料の運動公園施設、敷根でございますが、それとか等々の管理委託を指定管理者ということで振興公社と2カ年の契約を結んだ。年度を超える債務を負う契約というのは、地方自治体では特別の議決がない限り行うことはできない。にもかかわらず、その特別な議決、すなわち平成 18年度予算に債務負担行為の設定がないと。これはいずれまた来年度以降、大問題になる。その設定がないと。いわば、沢登さんの出した問題点等々の中でも、とりわけそういう違法なあるいは不当な市政執行における予算編成であるということが審査の中でも、審議の中でも明らかになっているわけです。そういう点が1つでございます。

もう一つは、財政の再建ということからするならば、沢登議員が指摘されたように、現在の財政状況を分析して、そしてむだな経費、むだな支出というものを抑える、そして最大限必要な、要するに収入を図る。出るを制止、入るを盛んにするという、この視点というのが大事だというふうに思うものでございます。

そういう点からするならば、やはり未収未納の収納をさらに確保するというふうなこと。そうした視点からするならば、例えば大事な市民の共有の財産である市有財産が、例えば城山公園地内のある一部のホテルに貸し付けてある土地が、年間これまで数百万円もの未納になっているわけです。ところが、平成 17年度初めにその貸し付けてある土地が返地になって

いないにもかかわらず契約を解除して、そのまま要するに無料で彼らに占拠させていると、
こういう市有財産のずさんな管理もこの予算の中で明確になっているわけです。このことは、
公園下のあの市有地が十数年にわたって不法に占拠され、それに対する市有地等の収入とい
うものは図られていないという、こういう現 実とあわせて今後再びそういうふうなことが出
てくると。本来ならば、契約を解除するなら、返地にかかわる法的な手続をとって解除して
いくという、これ以外にないわけで、そういう手続を怠り、ただ解除しただけ。相手は建物
や市有地を占拠している、こういう状態が総務常任委員会の現地調査でも明確になりました。

そういう点で財政の再建、そして市有財産の管理、そういったものからいって極めて問題
のある予算であるということで反対でございます。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は修正でありますので、まず委員会の修正案について起立によ
り採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 31号 平成 18年度下田市一般会計予算は修正議決した部分を除くその他の部
分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 32号 平成 18年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 32号 平成 18年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 33号 平成 18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 33号 平成 18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 34号 平成 18年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 34号 平成 18年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 35号 平成 18年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。
まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

10番。

〔 10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 平成 18年度の国民健康保険事業特別会計について反対の討論を行います。

ご承知のように、国民健康保険は、国民皆保険の中でもとりわけ、いわゆる農業、漁業あるいは商業者等、社会保険に加入できない一般の人たちが加入している保険です。下田市におきましては、市の全体の人たちの約半数の人たちがこれに加入し、さらに世帯数では7割近くの世帯がこの国民健康保険に加入しているわけでございます。この国民健康保険は、それによってそういう人たちの保険税等、国の負担金等によって賄われているものであり、いわば加入者全体で健康や医療、生命を守っていくという、こういう制度でございます。

そういう点では極めて市民生活に密着した大切な事業です。ところが、この事業がここ数年極めてこれまた厳しい財政状況にかられているわけです。なぜそうなったかという、その一つは、膨大な未収金、未納を放置しているという現実がございます。一つは、既に本会議で明らかになったとおり、平成 17年度末で3億 4,000万円もの未収があり、大体、国民健康保険税を払わない人が 10%にも及んでいるという現実が明らかになりました。

さらに、平成 17年度末ではこの未収が4億を超えるだろうということがございます。

そういった中で、今回の市長の提案にもありましたように、いわゆる国保税をそういう状況を放置したまま医療費を大幅に引き上げようと、これは3年連続の医療費の増高になるわけです。

この点につきまして、国保事業の抜本的な改革、すなわち保険事業の新たな展開へあわせて膨大な未納を解決するという抜本的な国保事業の改革なくして国保の健全化はあり得ないというふうに思うわけです。

ところが、提案された今回の補正予算は、いわゆる4億円を超える未収についてはほとんど従来と同じような形である。現年の課税分についても、基本的には収納を 90%内外で見てつじつまを合わせると。簡単に言えば、90%の人たちの善良な善意の人たちにと 10%の未収の分を上乗せして国保税を収納していこうというシステムを今度もやろうとしているわけです。それが今回の当初予算の一つの特徴だと思います。これはいずれ6月の本算定の中で所得階層が明確になった段階で明らかになることだと思います。

そういう点で、今回の国保事業の予算というものも、一般会計同様、抜本的な改革をしていかなければならない、そういう会計に立ち至ったにもかかわらず、従来型の漫然とした財政運営、そして漫然とした事業展開で、こういうことを予算化したものであるという点で反対でございます。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 中村 明君登壇〕

7番（中村 明君） 賛成者の1人といたしまして賛成意見を述べさせていただきます。

国民健康保険会計は、ご存じのように、当初予算は仮算定に基づいて予算が組まれております。しかし、歳出は1年間の予想を立てて組まざるを得ないわけで、その中で療養費が歳出のほとんどを占めているのが現状でございます。その医療費の金額につきましては、過去の医療費の実績を見ても、過去に出されました静岡県国保連合会による推計の金額が基礎になっているわけでありまして、過去の医療費の実績に近い数値を出していることを見ますと、一般療養給付費で前年度当初額より昨年は13億円、この18年度は15億円ですから2億円の増、退職療養給付金で前年度補正額よりも3億4,000万円の増額となっております。しかし、私が思いますには、妥当な数値ではないかと思うのであります。なぜならば、国民健康保険税の値上げにつきましても、国保の運営協議会、議会の議決をもって決定するものであり、この予算の決定をもって直ちに国保税の値上げが決まるものではないと思うのであります。当局側も私たち議会側もできることならば、税の値上げは避けたいとの思いは皆共通であるかと思うのであります。

また、前年度、繰越金がまだ確定されず一般会計からの赤字繰り入れはなく、基金もない今の状況では、私はこの数字はやむを得ないものと思うのであります。

以上で賛成討論を終わります。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 賛成多数であります。

よって、議第 35号 平成 18年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 36号 平成 18年度下田市老人保健特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 36号 平成 18年度下田市老人保健特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 37号 平成 18年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 第 3 期の平成 18年度から 20年度の計画ということで予算が組まれてきているわけですが、小林議員ご指摘のように、まさに 58億円のこの計画は、2 期と比較しまして 20億円もの多くの費用を見込んで、この計画の中にあると。これらの内容を分析してまいりますと、施設の部分と居宅の部分、これらの部分につきまして 17年度見込みでいけば、7 億 1,800万の施設に対しまして居宅が7 億円ちょっとだと、ほぼ半々になってきている。しかも、施設の増設については、もう介護施設については進めていかないんだと。居宅の方を重視していくんだと。しかも、今度の改正に伴いますのは、居宅サービスの新たな対応は、予防をしていくと。寝たきりにならないような予防をしていくんだと、こういう体制でございますから、そしてそのことによって重度にならない人を多くして、その介護保険の支援費を削減していこうと、こういう内容で措置されているわけでございます。

こういうことからいしまして、この値上げは大変大きな値上げで、1 号保険者にのみ具体的な負担を求めていくという結果を招くものでございます。3 億円余の多くの積立金があり、

その繰り入れをしてもなお1億円が残ると。こういうことから言えば、このような3,200円の値上げをしなくても、2,800円の1号保険者の基準額で十分賄い切れると。こういうことで、お年寄りの生活をきっちり安い料金でサービスは高くと、こういう姿勢が今必要だろうと思いますが、国の言うとおり、どんどん値上げをしていくという姿勢はぜひとも改めていただきたいと思います。

そういう観点から反対いたします。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

8番。

〔8番 増田 清君登壇〕

8番（増田 清君） 賛成の立場から意見を述べたいと思います。

この介護保険事業標準給付額、18年から20年までの3期目、56億3,600万であります。15年から17年の2期目の給付額計画では43億1,700万であり、13億の増となっております。18年度の給付額計画では18億、17年度の実績では14億8,800万、17年度対比、18年度は約3億円の増であります。18年4月より老人保健施設の新設による新規入所者見込みが、健康福祉課では約40人おるとの説明がございました。1人40万円と試算をいたしますと、約1億9,000万円、2億の給付増となります。また、昨年10月改正により、新たな介護予防サービス、また小規模多機能型居宅介護などが始まり、給付額は増えてまいります。

この介護保険につきましては、平成12年から始まり、来年からは3期目でございます。平成11年3月議会において、この第1期目の保険料を決定いたしました。当初は2,900円ございました。それから、2期目で2,600円、今回3,200円という保険料になりました。この事業につきましては、平成11年3月議会後、平成12年度になりまして国による1号保険者に対する特別援助がございました。円滑導入基金という名目で約2億2,000万の援助がございました。それが基礎となりまして、2期目の保険料を下げたわけでございます。

そういうことで、保険料、この事業で大変重要であります。保険料も県下では平均3,500円、下田市は3,200円、南伊豆も3,200円ということで妥当な線だと思います。

そしてまた、当初この介護事業は在宅介護、居宅介護を中心としたものでございましたけれども、平成12年度は居宅介護は40%、13年度は46%、14年度は48%、15年度も48%、16年度も49%、若干上がっています。17年度に関しては、施設介護及び居宅介護は半々でございました。本来ならば、居宅介護が増え、施設介護が減っていく、これが本当の制度ではないかと思いますが、平成23年までに居宅介護を73%まで引き上げるという国の施策があるそう

でございます。今後、そういうことを考えましても、施設サービスが増える可能性があるということで、私は、この特別会計につきましては賛成いたします。

よって、賛成する立場での討論をこれで終わります。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） ただいま賛成討論されました増田議員が、奇しくもこの厚生経済常任委員長として1期の介護保険の条例並びに予算というものの骨格が報告されたわけです。この時点で、1期目のじゃ予想された介護給付費の総額に対して実績は幾らであったかという、ご承知のように43%、見込みの半分以下しか達しなかったと。したがって、2,900円の介護料は半分以下の保険料で済んだという実態がございます。その結果として3億数千万のいわゆる基金が生じた。2期目の実績を見ますと、ただいま45億とか43億とかと申し上げましたが、それが計画です。じゃ実績は現在幾らかかというと、私が申し上げましように、38億円内外です。そうしますと、今回の56億、ほかの介護予防等の費用を含めると57億円余、約58億というのは、余りにも見過ぎではないかというのは歴然としているんです。

というのは、介護の被保険者が1号保険者でいわゆる7,600人内外の保険者がいるわけです。しかし、実際に給付を受ける方というのは、予定でもせいぜい1,000人内外です。1,000内外の人が給付を受ける。あとの大多数の方たちは保険料をただ払うのに、しかも90になると100になると永遠に払うという、こういう制度なんです。

したがって、この予算を組むに当たって国保事業と同じように予想される給付費、国保では医療費です、この推計によって激論がある。12億がいいのか13億がいいのか激論があるわけです。今回のように、3年間の給付費を20億も見込むというのは、余りにもこの現状を無視した見込みだと。そこから出てくる予算だということを我々議員は承知しなければならぬと思います。過去の実績が、1期で43%、2期で少なくとも80%台、かなり見積もって80%台、80%に近い70%台。こういう実績からするならば、少なくとも2期の計画の50%近く、40%ですか、2期の計画の40%近くも伸ばしたこれの計画というのは、余りにも大幅に見込み過ぎ、被保険者である高齢者に対する負担を増大するものではなからうか、こういうふうにも思います。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 37号 平成 18年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 38号 平成 18年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 38号 平成 18年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 39号 平成 18年度下田市下水道事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 39号 平成 18年度下田市下水道事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 40号 平成 18年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 40号 平成 18年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

ここで 20分まで休憩いたします。

午後 6時12分休憩

午後 6時20分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

発議第 1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第 1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

16番（嶋津安則君） 発議第 1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112条及び下田市議会会議規則第 14条の規定により提出いたします。

平成 18年 3月 24日提出。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則。賛成者の敬称を略させていただきます。下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同

じく土屋誠司。

提案理由、下田市課設置条例の一部改正に伴い所管事項を改正するため。

下田市議会委員会条例の一部を改正する条例。

下田市議会委員会条例（昭和 45年下田市条例第 38号）の一部を次のように改正する。

別表、総務委員会の項中「市長公室」を「企画財政課」に改め、同表厚生文教委員会の項中「健康福祉課」を「健康増進課」に改め、同表建設経済委員会の項中「、農林水産課及び観光商工課」を「、産業振興課及び観光交流課」に改める。

附則

この条例は、平成 18年 4月 1日から施行する。

なお、発議第 1号の説明資料といたしまして下田市議会委員会条例の一部改正ということで、改正前、改正後をここに記載してございます。アンダーラインの部分が変ったということで解釈をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第4号 下田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番。

〔2番 土屋 忍君登壇〕

2番（土屋 忍君） 発議第4号 下田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成18年3月24日提出。

提出者、下田市議会議員、土屋 忍。賛成者は恐縮ですが敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく渡辺哲也、同じく中村 明、同じく増田 清、同じく土屋勝利、同じく梅田福男、同じく増田栄策、同じく土屋誠司、同じく嶋津安則、同じく佐々木嘉昭。

提案理由、別紙のとおり。

下田市議会議員の定数を定める条例の一部改正にする条例。

下田市議会議員の定数を定める条例（平成14年下田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

それでは、別紙提案理由を説明させていただきます。

下田市の財政状況は、歳入においては、国の「三位一体の改革」による交付税の削減や国庫負担金の廃止・縮減により大幅な財源不足が生じている。さらに、主要な財源である市税が減収となるなど危機的な状況となっている。また、市民生活に影響する公共料金について

は、一部値上げをし、歳入の見直しを図っている実情である。

一方、歳出においては、義務的経費のうち扶助費は増加、公債費、人件費は減少が見込まれるも、第三次総合計画の推進、住民生活基盤の整備、観光施設整備、福祉、教育、防災事業等の財政需要は増加の傾向にあるが、大幅な財源不足が生じ、例を見ない職員給与のカットにより平成 18年度予算が編成されている実情である。

こうした流れは、体力の小さい自治体では全国的なものであり、的確な財政見通しのもと財政健全化へ向けた早急な行財政改革の取り組みが不可欠な状況となっている。

このような中で、市民参加と効率的な行財政運営をキーワードとして、住み良い下田市をつくるため、積極的な行財政改革を進める必要が叫ばれている。

議会自身、平成 16年 12月定例会で行財政改革特別委員会を設置して、行財政改革の総合的な調査研究を目的として、また、議会も地方公共団体の主要な機関であり、議会自身、常に改革を行っていくべき必要の位置づけと課題とされるものとして改革を検討した。

この特別委員会では、地方分権の進展に伴い、地方議会の果たすべき役割がますます増大しており、これを踏まえた議会運営が一層強く求められているとしながらも、一方では、議員の定数や報酬に対する各方面からの批判があることにも留意する必要がある、住民等に対する説明責任を果たすよう努めることも踏まえたものとした。

本委員会においての議員定数、報酬については、市の財政状況を勘案し定数を論ずべきの意見。行政の監視、民意反映、政策提言等議員としての職務の考え方より論ずれば現状維持とする。また、行財政改革の推進にあたり議会自ら範を示す必要があるの観点で 2名削減。更なる経費削減を図る上では 4名削減の意見もあり、同委員会においての意見集約には至らなかったが、行財政改革の観点から次期改選に向けて議会内の合意を図り、なるべく早い時期に条例制定の必要があると平成 17年 12月定例会に報告したものであります。

その後も、各派で構成する研究会を設け協議をいたしましたが、統一した結論を得ることはできませんでした。

このような経過の中、私ども議員は、議会自ら議員報酬等の見直しと併せ定数の見直しをし、市民の声にこたえるべきとし、現在の定数は県下の市においては最少の定数ではあるが、議会自身で、なお一層の効率化を図るため、議員定数を 18人から 16人にするものです。

定数 16とする理由は、既に述べましたとおり、本市の財政状況を最大限勘案し、議会自ら改革推進に範を示すべきと判断したものであります。

また、賀茂郡下における議員定数削減の実情は、次回選挙より河津町が 2名、松崎町 4名、

南伊豆町1名削減の状況であり、下田市の2名削減は妥当なものだと判断すると考えたものです。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） 1つだけ質問させていただきます。

私は、議員定数に関して基本的には削減に賛成するものであります。ただし、定数削減が2で妥当かどうかということに関しては若干の疑義がありますので、その点に関してもう一度伺いしたいと思います。

その前に、基本的な私の考え方を若干述べさせていただきたいと思います。

今回の議員定数の問題は、発議第2号の議員期末手当 20%削減という発議と一体となったものであると受けとめおりますが、その背景となりましたのは、この間の財政危機の中で職員に10%の給与カットをお願いしという状況の中で、また特別職、市長以下、助役、教育長10%削減という中で、議員としても何かしらの経費削減というふうなことから出たんだと思いますが、その方法としては、大きく議員個人、本人の議員報酬の問題と、もう一つ、議会全体としての経費の削減、これが定数の問題となってくると思いますが、両方の面からあると思います。

私としましては、議員本人にとってどちらがより厳しいのか、より議員の活動を問われてくるのかということであれば、定数の削減が本来議員がしなければならないことだと思えます。

なぜ、定数がその場合2でなく4の方がふさわしいのかと言いますと、その根拠のまず第1は.....

〔発言する者あり〕

5番（鈴木 敬君） わかりました。そういうふうなことで、根拠だけは若干申します。

1つは、議員の定数、県下平均に比べて下田市の議員の1,000人あたりのは0.67人、県平均が0.25人、市が0.19人というふうな中で、下田市の議員定数は人口割からいってもまだまだ大分多いと。4減にしてちょうど約0.5以下になって、それでもまだ多いというふうなところが1点あります。

もう一つは、議員一人の活動の質を求めるには、議員は日ごろの活動において、選挙にお

いては最低でも 1,000票ぐらいとれるぐらいのことでなければ、というふうな私のそれは一つの政治認識があります。

もう一点、4減にすることによって約 1,978万円の経費削減が図れます。これは定数 1 名について約 500万の削減が求められますが、4減にすることによって 2,000万、要するに2減とプラス 20%報酬カットを加えたとしても、より大きなのがなると思います。

というふうなことから、2減は甚だ疑問であると思います。そこら辺のことにに関していろいろな行財政改革特別委員会等との議論を踏まえて出たものだと思いますが、その結論の経過が余りにも拙速であったんじゃないかというふうな気がして、定数のことに関してはもう一度十分審議し、4にしてほしいというふうな私の意見であります。

そこら辺のところでもう一度、決まった経緯あるいは2が妥当かどうかについての提出者の意見をお聞きします。

〔「書いてあるとおり」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 2番。

〔2番 土屋 忍君登壇〕

2番（土屋 忍君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほども提案理由で細かく述べさせていただきましたけれども、先ほど鈴木 敬議員が言われたような意見も確かにございました。行財政改革特別委員会では、約1年をかけまして、こればかりではなかったわけですが、慎重に皆さんと意見を交わしてまいりました。

さらに、正副議長を中心に各派代表者会議で慎重に協議を重ねてまいりまして、今回、議会の独自性を考慮して、いろいろな意見もございまして、このままでいくべきではないのかとか、先ほど申したように、4がいいのではないのかという意見もございましたが、今回の定数2減が大半を占めたということで、今回提出をさせていただきました。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） 提案者にお伺いしたいと思いますが、議会というものが、執行機関と審議機関としての議会、そしてさらに住民の代表としての議会、この議会の役割というものをどのようにご理解されているか、この点がまず質問第1点でございます。

第2点目は、お話を聞いておりますと、基本的には財政が厳しいから議員を削減して財政再建に資するんだというふうには聞こえるわけですが、かつて職員の定数の減少あるいは近年では収入役を置かないということ、あるいはこの間、下田町議会、市議会を通じて

30人定員から12定員を減少して18にしてきたという、こういう経緯がございますが、この間の経緯の中で議員の定数あるいは職員の定数を削減したからといって、財政の再建になったかという、あるいは財政にとってそれがプラスになり得るような形で作用したかどうかという点については、いささか検証が必要ではないのかと。今日の財政危機の根本的な事情が、職員給与費や人件費にありとしますのであるとするならば、やはりそれなりのあれをするが、もっと違った財政のかじ取り、財政の運営という根本問題があるような気がします。提案者が議員2人減額することによって財政の再建というものができるかどうか、あるいは財政の再建に協力できるのかどうなのか、これが2点目でございます。

3点目に、議会をご承知のように、下田市議会は他の周辺自治体と違って、本会議の議論も議長の判断のもとで比較的自由にそれぞれの立場で議会は議論しております。加えて、係長さんまで出席して詳細な審査を委員会で行っております。これは私は、下田市議会の特筆すべき他の自治体に類例を見ない慎重な審議姿勢というものがうかがえると思うわけでございます。

そういう点では、本会議の審査と委員会の審査ということの2つのものが重なり合って、市政のチェックあるいは住民の意向を代弁するという、こういう機能を果たそうとしているのではないかと思うわけです。

そこで、提案者の2減にした場合の委員会構成等については、どのような結果になるのか、詳細な委員会審議が保証できるかどうか、3点目にお伺いします。

4点目に、議会あるいは議員定数というものについて、私、特別委員会の特別委員長報告を聞いておりました。あなたのおっしゃるように、あなたの提案理由が特別委員長の報告を引き継ぎしたようなもので、これさしたる審議はないわけでございますが、あえて言わせてもらえば、やはり定数というふうな問題を、制度ですから軽々に決めるのではなくて、要するに下田という全体の枠組みの中で、地域の住民の代表、各界各層の代表という、こういう視点で定数というのはどうあるべきかという原則論に立った、要するに財政破綻だから定数を決めるんだとかということではなくて、そういう各界各層あるいは各地域からの代議員をもって構成し、真剣な議論の場、それによって財政再建の道を探り、そして民主主義的な市政の改革あるいは行財政の改革につなげるという議会本来の責務というものがあると思うわけです。

そういう点からするならば、もう少しこの議会として住民との話し合い、例えば公聴会あるいは議会のそれぞれの立場での議会報告等を通じて、やはり率直な住民意向を反映する。

したがって、もう少し審議というか、お説によりますと、来年の統一地方選挙後に決めるということですから、今ここで慌てて定数をさわることもなく、住民の意向、そして議会の機能、そして下田における財政状況じゃなくて議会の審議の状況、そういったものからするならば、先ほど鈴木議員もおっしゃいましたが、拙速に過ぎるような提案ではなかろうかと。もう少し時間をかけて、今日の下田市の状況、単純に人口が幾人とか何とかじゃなくて複雑な様相を呈しているわけで、すなわち複雑な様相とはなにか。一つは、定住人口よりもそれの何倍かに上回る交流人口があり、その交流人口を含めた施設機能を持たなくてはならないという、この下田市の状況。例えば下田市だけであるならば、ごみ処理の施設も水道の施設もその他の施設もいわゆる現在の半分の機能で済むわけです。ところが、観光立市という伝統的な立場からいけば、膨大な交流人口を抱えて、施設機能というのはそういうものを持った機能を持っているわけです。

したがって、下田市の特殊な状況も踏まえていきます、やはり議会の責務としてのチェック機能、住民代表としての住民の意見の反映という、こういう機能をするためには、もう少し慎重な対応の方がいいのではないかと、そこで質問はこの時期あえて2減という提案をしなければならぬ必然性は僕はないと思いますが、それを慌ててこの時期おやりになる有志の皆さんのご意見ご意向は何なのか、この点をお伺いします。

議長（森 温繁君） 2番。

〔2番 土屋 忍君登壇〕

2番（土屋 忍君） それでは、質問が多岐にわたってもありますので、抜けている部分があるかもしれませんが、先ほど小林議員が質問された内容につきましては、行財政改革特別委員会また各派の代表者の会議におきましてもいろいろな意見がございまして、小林議員の言われたようなことも出てまいりました。私は、小林議員の言われたことは本当にもっともな部分がたくさんございます。特に常任委員会のあり方についてですけれども、これは委員会の中でもいろいろと意見がございまして、定数が例えば16人、定数を削減した場合には現在の3委員会ではどうなのかと、そこまでいきますと、5・5・6というような数にもなりますし、また委員長を除きますと、4・4・5というふうになるわけでございまして、委員会の審議にもいろいろと支障が出るのではないかとというような意見も出てまいりました。私も、この点についてはどうなのかという意見でございます。しかし、これについては今後議会内で十分論議すべきことではないのかなというふうに私は思っております。

また、そのほかにつきましても、この定数削減をしてチェック機能が働くのかという意見

もたゞいございましたが、これにつきましては、委員会や各派代表者会議でもそのような意見もございましたが、とにかく少数であっても議員一人一人が真剣に取り組んでいくべきとの意見が大半でございまして、私もそのような理解 をしております。

そのほかの件につきましても、いろんな意見がございましたが、今回、議員の2減が多数を占めましたもので、このように提案をさせてもらったものでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 私は、各派代表者の会議のお話を聞いていたり、特別委員会の審議についてのことは委員長報告も聞いております。提案者の今回の提案について聞いているんであって、どこで委員会が開かれたとか何が開かれたというのは、それは経過のことであって、要するに提案者として今日の議会の責務、地方自治法上の責務、私は重要な責務があると思うんです。これがどうご理解されているのか。

それと、もう一つは、さっきから言っているように、財政の再建のためにやるということについて、鈴木議員も、たった2つぐらい出したってたかだかわずかではないかと。そんなものは余り意味は持たないじゃないかという意見も、これは悲壮な意見ですが、私は、さっきから給与費の削減等をもって財政の再建というのは、だったらとっくにもう今までさんざん削減してきたんですから、なっている。もっと根本的なことではなかるうかというふうに思っているわけですが、それはそういうことでございまして、結構ですが、ただ議会の機能というものについての視点が欠けていては、議会の機能を増進させる、議会を本当に住民の代表として機能できるような、そういう議会運営を保証するような定数というものが僕はあってしかるべきだと。

そういう点で、例えば委員会構成があなたの議論じゃこの後、この先みんな議論すればいいという、こういう無責任な提案であってはいけないと思うんです。あなたの提案でいけば、5・5・6でやるんだと。その場合に、委員長1人で4人でじゃこれまでやるんだということになれば、これまたたった4人で、例えばそれぞれの予算や大事な市民生活にかかわる条例案、そういったものがしゃんしゃんで終わって質問もなくそのまましゃっと通るといふ、こういうものが見え見えになるわけですよ。何ら議論もないまま、そのまま素通りにみんな通ってしまうと。こういうことが見えているわけです。質問もなくせいぜい、例えば国保の値上げあるいは保育料の値上げ、あるいはその他さまざまな案件がたった4人の中で、まあひとつしゃあねえな、みんな質問なしでしゃんしゃんとずるっと通ると、こういうもの

が見えているから、この際、慎重にやったらどうかと。

そういう議会の状況、機能ということからするならば、軽々に2減らせばいい。その後、委員会でやればいいのか、全く無責任だ。2委員会でやった場合、じゃ8人で当面するさまざまな諸問題が2委員会で検討できるのか。大川議員がしみじみも言ったように、一般会計と同額になる介護保険、国民健康保険、老人保健、こういった問題が会計においても8つも9つもある会計を予算審議そのものもそういうふうなあいまいでずさんな審議になる。そのことの方がよっぽど市民に対する負託にこたえない方法だ。要するに、ことになるんではないかと。したがって、そう思いますから、委員会構成と議会の定数、あるいは議会の責務、こういうものについて提案者の基本的な考え方をお伺いしたいわけです。

もう一つは、財政上の、これに2つぐらい減らしてどうと、これやっぱりそういう声に何か議員もやっているよというようなことで、むしろお茶を濁す結果になるんじゃないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 2番。

〔2番 土屋 忍君登壇〕

2番（土屋 忍君） 先ほど述べさせていただきました委員会のあり方については、私は、3委員会でいいという意見ではございませんで、人数が当然少なくなるわけでございますから、2委員会というものも考えていかなければならないというふうに思っております。

〔発言する者あり〕

2番（土屋 忍君） これについては、今後の形になるというふうに思っております。

〔発言する者あり〕

2番（土屋 忍君） 先ほどもこの附則でこの条例は次の一般選挙から施行するということを言っておりますけれども、今回、決めるものではないというふうには思っております。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） なかなか質問がやりにくいんですが、やはり委員会条例を委員会が2ということを想定したものであるとするならば、来年もこの次、この条例も現在の資格を問うものではなくて、次の通常選挙後のことでございますから、やはり整合性を持った提案をすべきではなからうかという点があるわけです。

そういう点で、提案者が私の質問に対して、議会の審議はたった4人ぐらいでやれば、しゃんしゃんといくということは見ていると。だとするならば、2委員会とすると、じゃ2委員会やった場合の、たとえばしゃんしゃんじゃなくて、今度は1つの審議を今まで1日かけ

たものを1時間が2時間でさっさと終わらせるという、こういうのが見えているわけです。

ですから、単純な意味で議会の定数を減らせばいいというものではなからうということなんです。本当に2委員会でやろうとしているんですか。

議長（森 温繁君） 2番。

〔2番 土屋 忍君登壇〕

2番（土屋 忍君） 私は2委員会を考慮すべきではないかということでありまして、必ずそれが通るということでもないと思いますし、私の考えとしては、やはり2委員会ということも考えていかなければならないのではないかという意見でございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 発議第4号に反対意見を述べさせていただきたいと思えます。

議会制民主主義の根本に触れます議員の定数につきましては、皆さんご案内のように、地方自治法9条で市町村議会の定数の上限を定めているところでございます。人口5万人以上の市、2万人以上の町村は、26人を超えない、こういう規定になっているわけでございます。現在の下田市におけます18人の定数は、市段階ではご案内のように、最低の18人の人数であると。しかも、3委員会で行ってきているという形のぎりぎりの定数であると思うわけでございます。議会制民主主義をどのように進めていくのかという点は、議員の定数を削減すればいいということではなくて、議会そのものの運営をどのように進めていくのか、委員会の運営がどのように進められていくのかということが当然同時的に提案されて、議論され、結

論が出されるべきことでございます。いつも財政改革のために議員の定数を削減すればいいのかということで、30人いた議員が現在18人になると、こういう経緯をたどっているわけですが、財政改革の観点から議員定数を削減すればいいという議論は大変危険な議論であると思うわけでございます。なぜなら、定数を削減しても何ら財政の再建に至らないと。そればかりではなく、当局の執行権が強まり、民意が反映されていかないということになりやすいからでございます。

今日、町村合併が課題になっている中で、議員の活動が市民とともに大きく前進をし、深められていく必要があると思うわけですが、各界各層の意見がこの議会に反映されるとか、執行権のチェックをしていくとか、こういうことが必要であると思うわけでございます。

この時期にあえて全体の把握もなく、ただ財政の問題からのみ削減をするというのは、大変問題であり、財政問題であれば別に議員の定数削減ではなく、別のやり方が幾らもあると思うわけでございます。拙速なこのご案内の2名の削減については、そのような理由から反対をするものでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

8番。

〔8番 増田 清君登壇〕

8番（増田 清君） 議員定数削減に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

下田市議会は、平成15年度より2人減、その前は1人減というふうに削減数につきまして徐々に削減をしてまいりました。やはりこれは大きな削減となりますと、今後、議会運営に支障を来すことも考えられます。我々議会として、やはり小林さんが言うとおりの、慎重審議しなければいけないと、そういう現状で、今の18人という3委員会という現状がいいだろうかということに危惧しております。1人欠席いたしますと、今の委員会ではかなり慎重審議が欠ける場合もあるということを考えなければなりません。

また、財政再建の立場から、我々が率先してやはり議会活動をこれから今後十分活動を行っていかねばならない、そういうことも一つの財政再建の立場から議会費を削減し、市民にわかりやすい議会活動をしていかねばならないと、そう思います。

そういう面では、この2人削減ということにつきましては、市民の目にもわかりやすい、そしてまた、一方、財政再建に協力もできる、そういう立場から賛成をいたします。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 議員の定数というのは、議会の機能というものと深く結びついていると思います。現在でさえ議会のチェック機能というものが時には見落とされ、そして市民からも批判を受けることが多々あると思います。やはり本来、議会が市民から負託された、要するに市政全般に対するチェックの機関と、それと議会の住民の各界各層の意見を代弁するという、この大事な機能を果たす上で、今2減というのは、まさに議会機能の喪失につながりかねない案だというふうに思うわけで、私は、これは下田市議会、要するに審議機関としての機能・機構、こいつを曲げるものだけではなく喪失させ、そして機能を麻痺させる結果につながるのではなからうかと危惧するものでございます。そういう点で反対でございます。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

5番。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） 先ほど質問の中で若干私の考えも述べましたが、私は、議員定数を2でなく4にするべきであるという立場から、発議第4号の2減に対する反対意見を申し上げます。

先ほど何点かその理由として挙げましたが、再度、整理して若干つけ加えて根拠となるものを申し上げたいと思います。

まず、先ほど来、反対者の方たちが言っている論点でございますが、議員の数を減らすとチェック機能もなくなり、議会としての活動能力も失われてくるんじゃないかというふうな論点がありましたが、しかし下田市の人口2万6,000人の規模において18人が多いのか少ないのかというふうなこと、他の町なんかではもっと少ない人数でやっております。その一つの基準となるのが、静岡県下の議員定数、人口当たり何人ぐらい出せるのかということでございますと、県平均では1万人について2.5人、つまり下田市が3万人の人口だとしても7.5人です。下田市の県下の平均でいったら、下田市は現在、1万人について6.7人の数で議員をやっております。これは明らかに大きな数字です。ただ、一度に2.5人にしろということは、そんなことは言えません。しかしながら、それに近づけるというふうなことはすべきであるというふうに思います。

また、2点目として、新人議員でこんなことを言って甚だ僭越でおしかりを受けるかもしれませんが、議員が1人当たりやっばり選挙では地縁・血縁だけではなくてもっと浮動票もとる、少なくとも1,000票ぐらいとるというふうな、そういうものが議員としての質の向上と、これも本当におこがましいんですが、いうふうな観点からいってもやはりもっと人口比で定数は減らした方がいいんじゃないかというふうに思います。

もう一つ、財政的な観点からいいまでも、4減にすれば、先ほども言ったように、約2,000万の経費減になります。経費減、これがすべてこれによって財政が立ち直るなんていうようなことはありません。それほどの金額ではありません。ただ、そういうふうなことの積み重ねの中からやはり財政再建のこともやっていかなければいけないし、次の観点からいうと、これから下田市は合併に向かっていかなければなりません。合併、どうしてもこれは避けて通ることはできません。合併して賀茂一円で大体8万ちょっと、その人口比でいったら議員定数は大体26ぐらいです。それを現在の市町村の人口比で割ると、大体下田市の人口比でいったら8がいいところであると。それぞれ単純に人口比で26というので割っていった場合、というふうなところからいっても、合併に向けてそういうふうなところで、もう合併は目の前にあります。そういうところに向けて、下田市のそういうふうな体質をつくっていくためにも、また他の市町村に対するアピールという点から考えても、私は、2減じゃなくて4減するべきであるというふうに思います。

もう一つ、この間、言われていますのは、議員は報酬をもらい過ぎだと。おまえら何も仕事していないんじゃないかというふうなのがその背景にあると思うんですけども、そういうふうな市民の声というのは確かにいっぱいあります。でも、私としては、逆にこう言いたい。議員の報酬を削減すれば、議員はもっと働きますか。議員を働かせるにはそれなりの働ける環境もつくってやる。そのかわりおまえら仕事しなかったらどんどん落とすよというふうな市民の審判、というふうなことをした方がより議員は働くと思います。というふうなことから、単純に議員報酬を下げればそれでいいというようなことじゃないと思います。

そういうふうな意味からいっても、私は、議員報酬の削減よりは、基本的な考え方として、議員定数で議員の仕事、議員に対する市民の負託にこたえていくべきだというふうに思います。

以上の観点から、私としては2減ではなく4減にすべきであるというふうなことから反対意見をします。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 定数の2減に賛成する立場から意見を発表いたします。

議員の定数については、さまざまな意見があり、特別委員会を経てこの1年間議論を してきたところであります。したがって、定数2減の提案に至るまでには慎重な議論経過があったことをまずもって確認しておきたいと思ひます。

定数については、さまざまな考え方があり、公式的にこれが正しいというものは恐らくないであろうと思ひます。

一方では、民意をより多く反映するためには、議員の数が多くいた方がいいという議論があり、一方で数が多ければ民意が反映されるというものでもありません。したがって、議員の定数は極めて政治的に決着をつけざるを得ないのであります。

財政問題について、議員の人数を減らせば財政がよくなるというものでは当然ないと思ひます。議員は、本来であれば住民の意見を市の政治に反映させていく重要な役割を持っており、これを金がない、財政の問題で本来語るべき筋合いのものではないであろうと思ひます。しかしながら、今日の財政危機という状況の中において、議会として、議員として、財政問題にどう取り組むかという象徴的な意味での財政に対する取り組みの姿勢を明らかにする、こういう意味では、議員の定数と財政とは密接につながっているだろうと考えております。

したがって、今回の定数2減の問題についての財政的な意味であれば、議会としてこの財政危機に取り組むという一つの姿勢をあらわすという象徴的な意味であります。

一方で、4減という案もありますが、200万都市と2万人都市を人口当たりで議員の人数が何人だのという議論、あるいは町の広さ、こうしたものを全く無視して単に議員の数を語ることも、また余り意味のあることではないと思ひます。

現在の議員18名をベースに削減の方向を考えたとき、そして実は議会制民主主義とは、一つの形式であります。いわば議会は器でしかありません。ここに民主主義を入れるのは、実は議員が住民の意思を代表しているのかどうか、反映しているかのことがむしろ重要なのであり、数で解決される問題ではありません。議員になるには選挙で勝ち上がらなければいけません、これは必要条件ではありますが、選挙で勝ち上がれば、それがそのまま住民の代表であることを質的に保証するものではありません。それは、この議会で発言をする、主張をする内容が住民の意見を反映しているのかどうか、そのことこそが問われなければならない

いのであらうと思います。

したがいまして、今回の定数においては、そうしたさまざまなことを考慮するならば、 2
減というのが現在において一番適切なる削減数であると考えます。

終わります。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、発議第4号 下田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第5号及び発議第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第5号 三島社会保険病院の存続と充実を求
める意見書の提出について、発議第6号 農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究の充実
強化に関する意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

16番（嶋津安則君） 発議第5号 三島社会保険病院の存続と充実を求める意見書の提出
について。

地方自治法第92条の規定により、三島社会保険病院の存続と充実を求める意見書を別紙に
より、内閣総理大臣、厚生労働大臣、社会保険庁に提出するものとする。

平成18年3月24日提出。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則。賛成者、敬称は略させていただきます。下田市議会
議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同
じく土屋誠司。

提案理由、三島社会保険病院の存続と充実を求めるため。

三島社会保険病院の存続と充実を求める意見書を朗読させていただきます。

三島社会保険病院は、三島市における唯一の公的医療機関として、質の高い医療を効率的に提供するため、医療機能の分化、相互連携の推進、医療を担う人材の確保と資質の向上等に努め、地域医療の要として貢献しています。

救急医療では三島市内だけでなく静岡県東部地域の循環器ネットワーク、脳外科待機の一翼を担い、三島市医師会と協力するなかで長年にわたり三島市のみならず、周辺市町の二次救急医療の中心となり、地域医療に不可欠な公的医療機関の中核病院としての役割を果たしています。

また、静岡県における移植医療機関として委任され、透析医療の中核的病院としての役割を担っています。

今、国では、統廃合・売却を含めた社会保険病院の見直しが検討されています。

万一、三島社会保険病院の統廃合・売却が実施されることになれば、三島市だけでなく周辺市町の医療に重大な支障を来すことになります。

よって国においては、三島社会保険病院が担っている、こうした機能を十分に理解し、当該病院の存続及び今後一層の機能充実を図るよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月24日。静岡県下田市議会。

次に、発議第6号でございます。

発議第6号 農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究の充実強化に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究の充実強化に関する意見書を別紙により、静岡県知事、静岡県議会議長、静岡県農業水産部長に提出するものとする。

平成18年3月24日提出。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則。賛成者、敬称略させていただきます。下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由、農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究の充実強化を求めるため。

農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究の充実強化に関する意見書の朗読をいたします。

伊豆南部地域は、その地理的条件から第二次産業の展開する基盤はほとんどなく、第一次

産業と観光を主体とする第三次産業に依存しており、東海道沿岸にみるような華々しい展開は望みにくくなっています。

南伊豆分場は昭和 62年 4 月開設以来、花卉・野菜を中心に試験研究を行い、地域生産者の技術の拠り所となっています。

特に隣接している県立下田南高南伊豆分校園芸科生徒の実習体験施設として活用されるとともに、温暖な地域特有の花弁類、マーガレット、カーネーション、キンギョソウ等の品種改良等、開発された技術は伊豆地域農業振興の重要な役割を担っております。

更に、伊豆南部地域に自生しているカワツザクラ、ユウスゲ、山ツツジ、水仙等の植物研究、特に今では伊豆地区最大の観光イベント、早春の「河津桜まつり」や「みなみの桜と菜の花まつり」でのカワツザクラの開花予想の研究など、観光地として貢献度も大きく、欠くことのできない施設であります。

以上、南伊豆分場の担っている職務の重要性を考慮し、地域の要望に応えた技術開発や安全・安心な農産物の確保に向けた取り組み等が確実に実施できるように、南伊豆分場の存続と体制強化・充実について特段の配慮をなされるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 3 月 24 日。静岡県下田市議会。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 発議第 5 号及び発議第 6 号について提出者の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第 5 号 三島社会保険病院の存続と充実を求める意見書の提出について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

次に、まず、発議第 6 号 農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究の充実強化に関する意見書の提出について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

発議第 5 号及び発議第 6 号に対する質疑は終わりました。提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第 5 号 三島社会保険病院の存続と充実を求める意見書の提出についてをお諮

りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第5号 三島社会保険病院の存続と充実を求める意見書の提出については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第6号 農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究の充実強化に関する意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第6号 農業試験場南伊豆分場の存続及び試験研究の充実強化に関する意見

書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第7号 伊豆赤十字病院産科休診に係る産科医確保に関する決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

16番（嶋津安則君） 発議第7号 伊豆赤十字病院産科休診に係る産科医確保に関する決議。

上記の決議を会議規則第14条の規定より、別紙のとおり提出します。

平成18年3月24日提出。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則。賛成者、敬称を略させていただきます。下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由、伊豆中南部地域における産科医を確保するため。

伊豆赤十字病院産科休診に係る産科医確保に関する決議を朗読させていただきます。

伊豆赤十字病院は、東海大学医局より、本院並びに附属病院の体制強化方針に伴う産科医師派遣打ち切りにより、平成18年3月末で産科診療の休診を余儀なくされることとなりました。

伊豆赤十字病院は、昭和26年以来50年余りに亘り、毎年300件ほどの出産が行われる伊豆中南部地域唯一の産科を有する病院として、地域医療に多大な貢献をしてきたところであります。

これにより、伊豆中南部地域には、順天堂大学医学部付属静岡病院を除き産科がなくなり、出産時には遠方への通院を強いられることとなります。

つきましては、大学の医局におかれましても産科医の不足は慢性化しているとのことでありますが、本市といたしましては、少子化の進展が著しい中、産科の休診は、少子化を一層助長するものであり、地域医療の不安要因となっています。

よって、本市議会は、伊豆赤十字病院の産科医確保が実現されるよう強く理解と協力を求めるものである。

以上決議する。

平成 18年 3月 24日、静岡県下田市議会。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 7号 伊豆赤十字病院産科休診に係る産科医確保に関する決議は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議会運営委員会委員長からお手元に配付してありますように、議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事務調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

あいさつ

議長（森 温繁君） ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

番外。

市長（石井直樹君） それでは、人事異動と退職者の報告につきましてご説明申し上げたいと思います。

議員の皆さん方におかれましては、長時間にわたりまして新年度予算等をご審議いただき、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。今後、適切な予算執行に鋭意努めてまいる所存であります。

本日、3月24日、市職員の人事異動の内示をさせていただきました。組織変更も絡み、課長級10名を含む内容となるものでございます。また、3月31日付で課長及び技監を含む退職者が1名、年度途中の退職者2名を含め、退職者の数は合計13名となるものでございます。採用については、地域包括支援センター創設に伴い、採用する職員3名を含め7名の採用を予定しております。退職者の中には、高橋久和税務課長がおります。高橋税務課長につきましては、38年間、市職員として在職いたしまして、その間、議員の皆様方におかれましては身に余るご指導とご鞭撻を賜りまして、まことにありがとうございました。重ねて厚く御礼を申し上げます。本人からごあいさつをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 次に、この3月31日をもって退職されます税務課長、高橋久和君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

税務課長（高橋久和君） 平成18年3月定例議会で慎重審議、大変皆さん、議員におかれましてはお疲れのところ、私にこのような機会を与您いただきました森議長初め皆さん方に

まずもってお礼を申し上げたいと思います。

私は、昭和 43年、当時まだ下田町でございましたが、役所へ入りまして 38年間、この3月末日をもちまして役所生活のピリオドを打つことになりました。この間、4人の市長さんにお仕えし、自分の職歴といたしましては、福祉 関係あるいは監査関係、あるいは農林水産関係、観光関係、そして防災、税務、そして 38年間の約3分の1の 13年間は企画関係といたしまししょうか財政関係で、微力ではございますが、市長の補助職員として務めさせていただきました。特に、議会へ出るようになりましてからは、今日ご臨席の議員の皆様方初め、既に退任をされました議員の皆さん方には公私ともどもご指導、ご鞭撻をいただきまして、この席をお借りいたしまして、心からお礼を申し上げたいと思います。本会議あるいは委員会において、議員の皆さん方とある意味では丁々発止の議論をさせていただきました。その折に私が言った行動とかあるいは発言が場合によったら皆様方に対して大変失礼なことがあったかと思いますが、退職というこの席をお借りしまして、ご理解とご協力に対して本当に心からお礼を申し上げたいと思います。

私も、今後、役所生活で得ました経験や皆さん方のご指導を糧にしながら、少しでも地域のためにあるいは自分自身のために頑張っていきたいと思います。今後ともこれまで以上のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様方のますますの活躍と、それからご健勝をお祈り申し上げまして、甚だ簡単でございますが、最後のごあいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

議長（森 温繁君） ただいまのごあいさつありがとうございます。高橋税務課長におかれましては、長年にわたり市政発展のために多大なご尽力をいただきましたことに対し、心からお礼申し上げます。今後とも健康には十分留意され、ご活躍くだされますことをお願い申し上げます。長い間本当にご苦労さまでした。

議長（森 温繁君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成 18年 3月 下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 7時 28分閉会